かかりつけ医機能の推進①

地域包括診療加算の見直し

▶ 地域においてかかりつけ医機能を担う医療機関の評価を推進する観点から、地域包括診療加算の施設基準のうち時間外の対応に係る要件について、複数の医療機関による連携により対応することとしてもよいこととする。具体的には、時間外対応加算3の届出でもよいこととする。

現行

[施設基準]

- (8) 以下のいずれか1つを満していること。
 - ア 時間外対応加算1又は2の届出を行っていること。
 - イ 常勤換算2名以上の医師が配置されており、うち1名以上が常勤の医師であること。
 - ウ 在宅療養支援診療所であること。



改定後

[施設基準]

- (8) 以下のいずれか1つを満していること。
 - ア 時間外対応加算1、2又は3の届出を行っていること。
 - イ 常勤換算2名以上の医師が配置されており、うち1名以上が常勤の医師であること。
 - ウ 在宅療養支援診療所であること。

【参考】時間外対応加算 施設基準(抜粋)

時間外対応加算1

時間外対応加算2

時間外対応加算3

- 標榜時間外において、患者からの電話等による問い合わせに応じる体制を整備するとともに、対応者、緊急時の対応体制、連絡先等について、院内掲示、連絡先を記載した文書の配布、診察券への記載等の方法により患者に対し周知していること。
- 診療所を継続的に受診している患者 からの電話等による問い合わせに対し、 原則として当該診療所において、常時 対応できる体制がとられていること。
- 診療所を継続的に受診している患者 からの電話等による問い合わせに対し、 標榜時間外の夜間の数時間は、原則 として当該診療所において対応できる 体制がとられていること。
- ※ <u>休診日、深夜及び休日等においては、留守</u> <u>番電話等により、地域の救急医療機関等の連</u> 絡先の案内を行うなど、対応に配慮すること。
- 診療所(連携している診療所を含む。)を継続的に 受診している患者からの電話等による問い合わせに 対し、複数の診療所による連携により対応する体制 がとられていること。
- <u>当番日については、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として当該診療所において対応できる体制</u>がとられていること。
- ※ <u>当番日以外の日、深夜及び休日等においては、留守番電話等により、当番の診療所や地域の救急医療機関等の案内を行</u>うなど、対応に配慮すること。

かかりつけ医機能の普及の推進

- ▶ かかりつけ医機能の普及を図る観点から、地域においてかかりつけ医機能を担う医療機関において、当該 機能の更なる周知等の在り方について、機能強化加算の掲示等の情報提供に係る要件について、以下の とおり見直す。
 - 1. 地域におけるかかりつけ医機能として院内に掲示する事項として、以下を追加する。
 - 必要に応じて、専門医、専門医療機関に紹介すること。
 - 医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関を含む地域の医療機関が検索できること。
 - 2. 院内に掲示する事項と同様の内容について、患者へ提供する。
 - 当該掲示内容を書面にしたものを、患者が持ち帰れる形で、医療機関内の見えやすいところに置いておくこと。
 - 当該掲示内容について、患者の求めがあった場合には、当該掲示内容を書面にしたものを交付すること。

現行

[施設基準]

(3) 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等 の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている医療機関である ことを、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること。





[施設基準]

(3) 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等 の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜 間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は 専門医療機関への紹介を行っている医療機関であることを、当 該医療機関の見やすい場所に掲示していること。

改定後

また、医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有 する医療機関が検索可能であることを、当該医療機関の見やす い場所に掲示していること。

(4) 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等 の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている医療機関である ことについて記載した書面を、医療機関内の見やすい場所に置 き、必要に応じて患者が持ち帰れるようにすること。また、患者 の求めがあった場合には、当該書面を交付すること。



かかりつけ医と他の医療機関との連携の強化

♪ かかりつけ医機能を有する医療機関等から紹介された患者に対して継続的な診療を行っている場合に、紹介元のかかりつけ医機能を有する医療機関等からの求めに応じて、患者の同意を得て、診療情報の提供を行った場合の評価を新設する。

(新) 診療情報提供料(皿) 150点

「算定要件」

- (1) 他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。
- (2) 妊娠している患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要性を認め、患者の同意を得て、当該患者を紹介した他の保険医療機関に 情報提供を行った場合は、月1回に限り算定する。

[対象患者]

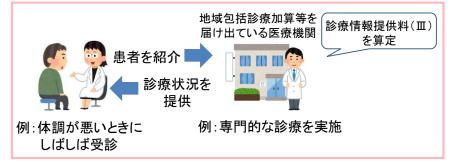
① 地域包括診療加算等を届け出ている医療機関から紹介された患者



② 産科医療機関から紹介された妊娠している患者又は 産科医療機関に紹介された妊娠している患者



③ 地域包括診療加算等を届け出ている医療機関に紹介された患者



[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。
- (2)算定要件の(2)については、当該保険医療機関内に妊娠している者の診療を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていることが望ましいこと。
- ※ 地域包括診療加算等は、地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医 学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)若しくは施設入居時等医学総 合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)を指す。

医療的ケア児に関わる主治医と学校医との連携

診療情報提供料(I)の見直し

● 主治医と学校医等との連携を推進し、医療的ケア児が安心して安全に学校に通うことができるよう、主治医から学校医等への診療情報提供について新たな評価を行う。

改定後

【診療情報提供料(I)】

(新設)

保険医療機関が、<u>児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者</u>について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

[算定要件]

- 当該義務教育諸学校において当該患者が生活するにあたり看護職員が実施する診療の補助に係る行為について、 学校医等が指導、助言等を行うに当たり必要な診療情報を提供した場合に算定する。
- 「学校医等」とは、当該義務教育諸学校の学校医又は義務教育諸学校が医療的ケアについて助言や指導を得る ために委嘱する医師をいう。
- 当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。



(参考)主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの流れ

●「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合

●「学校医」以外の医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



(2)診察 知 矢 見 矢 ケ ③指導·助言 5情報共有 ァ 学校 児 る 矢 情報共有 4 状況報告 ③医療的ケア 校 医

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 (文部科学省、令和元年12月2日)より抜粋

- (1) 学校は保護者からの申出を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談し、相談結果を踏まえ、「学校医」又は「知見のある医師」に業務(看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言)を委嘱
- (2)「学校医」又は「知見のある医師」は「主治医」からの情報提供①を受け、「 医ケア児」を診察②し、「主治医」等※と調整を図り、学校における医療的ケア を検討
- ※「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を 行う場合は、「学校医」とも調整
- (3)「学校医」又は「知見のある医師」は看護師に対する指示を含む学校にお ける医療的ケアを指導・助言③
- (4)「学校医」又は「知見のある医師」は看護師からの状況報告④等を踏まえ、 「主治医」等※に医ケア児の学校生活上の情報を共有⑤
- ※「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を 行う場合は、「学校医」にも共有

治療と仕事の両立に向けた支援の充実(1)

療養・就労両立支援指導料について、企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上 必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価する。ま た、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合につい ても評価する。





共同して勤務情報を 記載した文書を作成



主治医に渡す



患者

③・⑤ 就労の状況を考慮して 療養上の指導を実施

主治医



当該患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を行う

患者の勤務する事業場の産業医等に対して、 就労と治療の両立に必要な情報を記載した 文書の提供を行う。



当該患者の診察に同席した産業医等に対して、 就労と治療の両立に必要なことを説明する。

現行

療養・就労両立支援指導料 1,000点 相談体制充実加算 500点



改定後

療養・就労両立支援指導料(3月に限る)

初回

800点

2回目以降

400点

相談支援加算

50点

治療と仕事の両立に向けた支援の充実②

対象患者及び連携先の拡大

- ▶ 療養・就労両立支援指導料について、両立支援をより充実させるよう、以下の見直しを行う。
 - ◆ 対象となる疾患に脳血管疾患、肝疾患、指定難病を追加
 - ◆ 対象となる企業側の連携先に、患者が勤務する事業場において、選任されている<u>総括安全衛生管理者、</u> 衛生管理者、安全衛生推進者及び労働者の健康管理等を行う保健師を追加

相談支援加算の創設

▶ 当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合の評価を新設する。

療養,就労両立支援指導料

(新) 相談支援加算 50点

[相談支援加算の算定要件]

当該患者に対して、**看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合**に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

[相談支援加算の施設基準]

専任の看護師又は社会福祉士を配置していること。専任の看護師又は社会福祉士については、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラムに即した研修を修了していること。



情報通信機器を用いた診療の活用の推進

オンライン診療料の要件の見直し

実施方法

- ▶ 事前の対面診療の期間を6月から3月に見直す。
- ▶ 緊急時の対応について、患者が速やかに受診可能な医療機関で対面診療を行えるよう、あらかじめ患者に受診可能な医療機関を説明した上で、診療計画に記載しておくこととする。

対象疾患

▶ オンライン診療料の対象疾患に、定期的に通院が必要な慢性頭痛の患者及び一部の在宅自己注射を 行っている患者を追加する。

オンライン診療の より柔軟な活用

医療資源の少ない地域等

- ▶ やむを得ない事情がある場合、他の保険医療 機関の医師が、医師の判断で初診からオンラ イン診療を行うことを可能とする。
- ▶ 医師の所在に係る要件を緩和する。

在宅診療

▶ 複数の医師が<u>チームで診療</u>を行う場合について、事前の対面診療に係る要件を見直す。

かかりつけ医と連携した 遠隔医療の評価

遠隔連携診療料の創設

▶ 希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患に対して、 かかりつけ医のもとで、事前の情報共有の上、 遠隔地の医師が情報通信機器を用いた診療 を行う場合について新たな評価を行う。



情報通信機器を用いた診療に係る要件の見直し①

事前の対面診療に係る要件の見直し

▶ オンライン診療料の実施要件について、事前の対面診療の期間を6月から3月に見直す。

現行

オンライン診療料

[算定要件]

(3) オンライン診療料が算定可能な患者は(略)オンライン診療料対象管理料等を初めて算定した月から6月以上経過し、かつ当該管理料等を初めて算定した月から6月の間、オンライン診察を行う医師と同一の医師により、毎月対面診療を行っている患者に限る。ただし、オンライン診療料対象管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。



改定後

オンライン診療料

[算定要件]

(3) オンライン診療料が算定可能な患者は(略)オンライン診療料対象管理料等を初めて算定した月から3月以上経過し、かつ、オンライン診療を実施しようとする月の直近3月の間、オンライン診療料対象管理料等の対象となる疾患について、毎月対面診療を受けている患者(直近2月の間にオンライン診療料の算定がある場合を除く。)。

現行のイメージ

(初診から最短でオンライン診療を開始する場合)

○:対面診療(再診) ●:オンライン診療

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
初診	0	0	0	0	\circ	0	•	•	\circ	•	•

6月の対面診療

オンライン診療を組み合わせる



改定後のイメージ

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
初診	0	0	0	•	•	0	•	•	0		

3月の対面診療

オンライン診療を組み合わせる



情報通信機器を用いた診療に係る要件の見直し②

緊急時の対応に係る要件の見直し

▶ 緊急時の対応について、患者が速やかに受診可能な医療機関で対面診療を行えるよう、あらかじめ患者に受診可能な医療機関を説明した上で、診療計画に記載しておくこととする。

現行

オンライン診療料

[算定要件]

(4) 患者の同意を得た上で、対面による診療とオンライン診察を組み合わせた診療計画(対面による診療の間隔は3月以内のものに限る。)を作成する。また、当該計画の中には患者の急変時における対応等も記載する。

「施設基準]

- (1)ロ 当該保険医療機関において、緊急時の対応を行うに つき必要な体制が整備されていること。
- (2) オンライン診療料の算定を行う患者について、緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関が対面による診察が可能な体制を有している(ただし、B001の「5」小児科療養指導料、B001の「6」てんかん指導料又はB001の「7」難病外来指導管理料の対象となる患者は除く)。



概ね30分以内に 対面診療



改定後

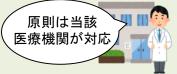
オンライン診療料

[算定要件]

- (4) オンライン診療は、日常的に通院又は訪問による対面 診療が可能な患者を対象として、患者の同意を得た上で、 対面診療とオンライン診療を組み合わせた診療計画(対 面による診療の間隔は3月以内のものに限る。)を作成し た上で実施すること。
- (5) 患者の急変時等の緊急時には、原則として、当該医療機関が必要な対応を行うこと。ただし、夜間や休日など当該医療機関でやむを得ず対応できない場合については、患者が速やかに受診できる医療機関において対面診療を行えるよう、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、当該計画の中に記載しておくこととして差し支えない。

[施設基準]

(削除)



対応できない場合は 事前に受診可能な 医療機関を説明し、 計画に記載しておく



情報通信機器を用いた診療に係る要件の見直し③

対象疾患の見直し

- ▶ オンライン診療料の対象疾患に、定期的に通院が必要な慢性頭痛患者及び一部の在宅自己 注射を行っている患者を追加する。
- ▶ オンライン医学管理料について、医学管理等の通則から、個別の医学管理料における情報通信機器を用いて行った場合の評価に見直す。

現行

オンライン診療料

[対象患者]

以下の管理料等(オンライン診療料対象管理料等)の算定 対象となる患者

特定疾患療養管理料	地域包括診療料
小児科療養指導料	認知症地域包括診療料
てんかん指導料	生活習慣病管理料
難病外来指導管理料	在宅時医学総合管理料
糖尿病透析予防指導管理料	精神科在宅患者支援管理料





慢性頭痛患者 (定期的な通院が必要)



対面診療 を行う



CT・MRI等の検査で、 危険な頭痛を除外 対面診療と 組み合わせて オンライン 診療を活用

改定後

オンライン診療料

[対象患者]

- ア オンライン診療料対象管理料等の算定対象となる患者 (変更なし)
- イ 区分番号「C101」に掲げる在宅自己注射指導管理料を 算定している糖尿病、肝疾患(経過が慢性なものに限 る。)又は慢性ウイルス肝炎の患者
- ウ 事前の対面診療、CT撮影又はMRI撮影及び血液学的 検査等の必要な検査を行った上で一次性頭痛であると診 断されており、病状や治療内容が安定しているが、慢性 的な痛みにより日常生活に支障を来すため定期的な通院 が必要な患者
- ※ ア〜ウについて初めて算定又は診療した月から3月以上経過し、 かつ、オンライン診療を実施しようとする月の直近3月の間、当該 疾患について、毎月対面診療を受けている患者(直近2月の間に オンライン診療料の算定がある場合を除く)。
- ※ 慢性頭痛患者の診療は、脳神経外科若しくは脳神経内科の経験 を5年以上有する医師又は慢性頭痛のオンライン診療に係る適切 な研修を受けた医師が行う必要がある。

情報通信機器を用いた診療のより柔軟な活用①

医師の急病時等における活用

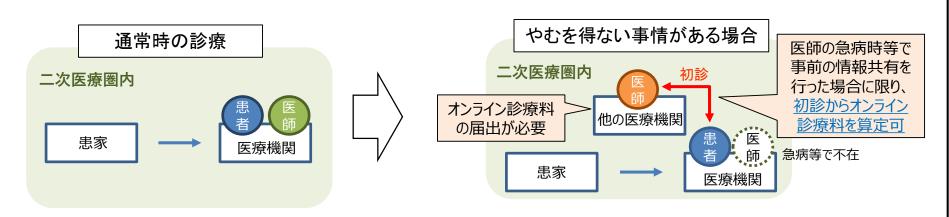
▶ へき地、医療資源が少ない地域等に属する保険医療機関において、やむを得ない事情により、 二次医療圏内の他の保険医療機関の医師が初診からオンライン診療を行う場合について、オ ンライン診療料が算定可能となるよう見直す。

A003 オンライン診療料

(新) 注3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関において、医師の急病等やむを得ない事情により、当該保険医療機関が、同一の二次医療圏に所在するオンライン診療料の施設基準を満たすものとして届け出た他の保険医療機関に依頼し、情報通信機器を用いて初診が行われた場合に、月1回に限り算定する。

※やむを得ない事情

医師の急病時等であって、<u>代診を立てられないこと等により患者の診療継続が困難となる場合</u>をいう。この場合において、<u>患者から同意を得て</u>、二次医療圏内の他の保険医療機関に<u>あらかじめ診療情報の提供</u>を行い、情報提供を受けた保険医療機関の医師が医師の判断により初診からオンライン診療を行う場合は、オンライン診療料を算定できる。



情報通信機器を用いた診療のより柔軟な活用②

医師の所在に係る要件の見直し

▶ へき地若しくは医療資源が少ない地域に属する保険医療機関又はへき地医療拠点病院において、他の保険医療機関の医師が継続的な対面診療を行っている場合は、当該他の保険医療機関内でオンライン診療を行うことができるよう要件を見直す。

現行

オンライン診療料

[算定要件]

(8) オンライン診察は、当該保険医療機関内において行う。

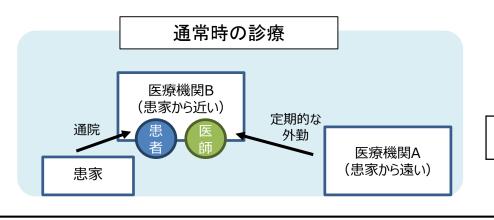


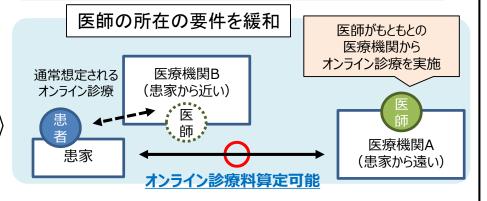
改定後

オンライン診療料

[算定要件]

(8) オンライン診察は、当該保険医療機関内において行う。 ただし、医療資源が少ない地域等に所在する保険医療機 関又はへき地医療拠点病院において、当該保険医療機関 で専門的な医療を提供する観点から、オンライン診療料の 施設基準を満たすものとして届け出た他の保険医療機関 の医師が継続的な対面診療を行っている場合は、医師の 判断により当該他の保険医療機関内においてオンライン診療を行ってもよい。





情報通信機器を用いた診療のより柔軟な活用③

オンライン在宅管理料等の見直し

- ▶ オンライン在宅管理料及び精神科オンライン在宅管理料について以下の見直しを行う。
 - 事前の対面診療の期間を6月から3月に見直すとともに、連続する3月の算定に係る要件を見直す。
 - オンライン在宅管理料について、<u>月2回以上の訪問診療を行った場合</u>についても算定可能となるよう見直す。また、 複数の医師がチームで診療を行う場合について、事前の対面診療に係る要件を見直す。

月2回以上の訪問診療

在宅時医学総合管理料の点数(例:機能強化型以外の在支診・在支病の場合)

		月2回以上訪問		月1回	
		重症患者	重症患者以外	訪問	
	1人	4,600点	3,700点	2,300点	
単一建物 診療患者	2~9人	3,780点	2,000点	1,280点	
10 凉心 日	10人以上	2,400点	1,000点	680点	

オンライン在宅管理料 の対象となる範囲

現行

【オンライン在宅管理料】月 1回の訪問診療を行っている場合に算定できる。



改定後

【オンライン在宅管理料】月 1回以上の訪問診療を行っている場合に算定できる。

チームで診療を行う場合

現行

オンライン在宅管理料

[算定要件]

カ オンライン診察による計画的な療養上の医 学管理を行う医師は、在宅時医学総合管理 料を算定する際に診療を行う医師と同一の ものに限る。



改定後

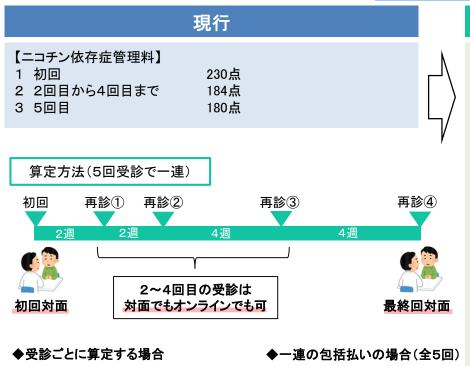
オンライン在宅管理料

[算定要件]

カ オンライン診察による計画的な療養上の医学管理を行う医師は、在宅時医学総合管理料を算定する際に診療を行う医師と同一のものに限る。ただし、在宅診療を行う医師が、同一の保険医療機関に所属する5人以下のチームで診療を行っている場合であって、あらかじめ診療を行う医師について在宅診療計画に記載し、複数医師が診療を行うことについて患者の同意を得ている場合に限り、事前の対面診療を行っていない医師がオンライン診療による医学管理を行っても差し支えない。

ニコチン依存症管理料の見直し

- ▶ ニコチン依存症管理料について、2回目から4回目に<u>情報通信機器を用いた診療</u>に係る評価 を新設する。
- ▶ 初回から5回目までの一連のニコチン依存症治療に係る評価を新設する。
- ▶ ニコチン依存症管理料について、加熱式たばこの喫煙者も対象となるよう要件の見直しを行う。



. __ __.

<2~4回目の費用>



対面診療の場合 184点



情報通信機器を 用いた診療の場合 <u>155点</u>





対面と情報通信機器の どちらで受診してもよい 一連につき 800点

改定後

【ニコチン依存症管理料】

1 ニコチン依存症管理料1

イ 初回 230点

ロ 2回目から4回目まで

(1) 対面で診察を行った場合 184点

(2)情報通信機器を用いて診察を行った場合 155点

ハ 5回目 2 ニコチン依存症管理料2(一連につき) 180点 **800点**



[算定要件]

- ・ 禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト(TDS)等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、当該患者の同意を文書により得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、1の場合は5回に限り、2の場合は初回指導時に1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。
- ・ニコチン依存症管理料は、入院中の患者以外の患者に対し、「禁煙治療のための標準手順書」(日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会の承認を得たものに限る。)に沿って、初回の当該管理料を算定した日から起算して12週間にわたり計5回の禁煙治療を行った場合に算定する。なお、加熱式たばこを喫煙している患者についても、「禁煙治療のための標準手順書」に沿って禁煙治療を行う。

緩和ケア診療加算等の見直し

緩和ケア診療加算等の見直し

- ▶ 進行した心不全の患者に対する緩和ケアを評価する観点から、緩和ケア診療加算及び有床診料所緩和ケア診療加算について、末期心不全の患者を対象とする場合の要件を見直す。
 - 1. 緩和ケアチームの身体症状の緩和を担当する医師に求める経験について、「末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療」の経験でもよいこととする。
 - 2. 受講を求める研修について、「日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニング コース」の受講でもよいこととする。

現行

[施設基準(緩和ケア診療加算)]

身体症状の緩和を担当する医師は、悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候 群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する 者であること。

緩和ケアチームの医師は、以下のいずれかア又はイの研修を修了している者であること。

- ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
- イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立研究開発法人国立がん研究センター主催)等

改定後

「施設基準(緩和ケア診療加算)]

身体症状の緩和を担当する医師は、悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。

緩和ケアチームの医師は、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、以下のア又はイのいずれかの研修を修了している者であること。<u>また、末期心不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、ア、イ又はウのいずれかの研修を修了している者であること。</u>

- ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
- イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立研究開発法人国 立がん研究センター主催)等
- ウ 日本心不全学会により開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース
 - ※ 有床診療所緩和ケア診療加算についても同様。

外来緩和ケア管理料の見直し

▶ 進行した心不全の患者に対する緩和ケアを評価する観点から、外来緩和ケア管理料の対象に末期心不全の患者を加えるとともに、当該患者を対象とする場合の要件を、緩和ケア診療加算等と同様に見直す。

地域移行・地域生活支援を含む質の高い精神医療の評価

入院医療

外来•在宅医療

質の高い入院医療の評価

- クロザピンの普及促進
 - ・クロザピンの使用実績等に基づいた精神科急性期医師配置加 算の見直し
- ・精神科急性期病棟におけるクロ ザピン新規導入を目的とした転 棟患者の受入れ
- ・精神科救急入院料等における 自宅等への移行率からクロザ ピンの新規導入患者の除外
- O 持続性抗精神病注射薬剤 (LAI)の使用推進
- 精神科身体合併症管理加算の見直し
- 精神療養病棟におけるリハ ビリテーションの推進

地域移行・地域定着に資する継続的・包括的な支援に対する評価

入院中の保険 医療機関 入院中の医療機関と外来 又は在宅を担当する医療 機関の多職種による共同 指導に対する評価

退院後の外来又 は在宅医療を担当 する保険医療機関 多職種による継続的 な相談支援に対する 評価

(新)

〇 精神科退院時共同指導料2

(新)

- 〇 精神科退院時共同指導料1
- イ 措置入院者等の患者
- ロ 重点的な支援を必要とする患者

(新)

○ 通院精神療法 療養生活環境整備指導 加算

- 精神病棟における地域移行の推進
- 〇 地域移行機能強化病棟の継続
- 〇 精神科救急入院料の明確化

適切な精神科在宅医療の推進

継続

支援

〇 精神科在宅患者支援管理料の見直し

精神疾患を有するハイリスク妊産婦に対する支援の充実

〇 ハイリスク分娩管理加算の対象病棟の拡大

〇 ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し

個別疾患に対する治療・支援の充実

依存症に対する治療の充実

〇 依存症集団療法

(新) ギャンブル依存症の集団療法プログラムに対する評価

発達障害に対する支援の充実

〇小児特定疾患カウンセリング料 (新) 公認心理師によるカウンセリングに対する評価

地域移行・地域定着に資する継続的・包括的な支援のイメージ

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、「精神病棟における退院時の多 職種・多機関による共同指導」及び「精神科外来における多職種による相談指導」について、評価を新設。



入院先の精神病棟



退院予定の 精神障害者 自宅等



退院後、別の保険医療機関の外来又は在宅医療

退院後に通院予定の外来又は在宅 医療を担当する保険医療機関



退院後の 精神障害者





精神科退院時共同指導

入院中の保険医療機関の多職種チームと退院後の外来又 は在宅医療を担当する保険医療機関の多職種チームが共同 して、共同カンファレンス、支援計画作成等を実施する。



(新)精神科退院時共同 指導料2

退院後、他の医療機関における外 来通院又は在宅医療を予定している 患者に対して、退院時共同指導を 行った場合の評価を新設する。



多職種チーム 医師 看護師、保健師

精神保健福祉士 等



(新)精神科退院時共 同指導料1(イ、ロ)

他の医療機関の精神病棟に 入院中の患者に対して、退院 時共同指導を行った場合の評 価を新設する。



通院先の医師

(新)療養生活環境 整備指導加算

退院時共同指導料1を算定 した患者に対して、退院後、 外来において多職種が指導 等を行った場合の評価を新 設する。

多職種チーム 医師

看護師、保健師 精神保健福祉士 等(※)



外来

治療



※指導料ごとの要件あり

精神病棟における退院時共同指導の評価

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、精神病棟における退院時の多職種・多機関による共同指導等について新たな評価を行う。

(新) 精神科退院時共同指導料

1 精神科退院時共同指導料1(外来又は在宅療養を担う保険医療機関の場合)

<u>イ 精神科退院時共同指導料(I) 1,500点</u>

口 精神科退院時共同指導料(Ⅱ) 900点

2 精神科退院時共同指導料2(入院医療を提供する保険医療機関の場合) 700点

	対象患者	共同指導を実施する多職種チーム(必要に応じて他の職種も参加)						
1のイ	○ 措置入院又は緊急措置入院の患者○ 医療観察法による入院又は通院をしたことがある患者○ 1年以上の長期入院患者	○ 精神科医○ 保健師又は看護師(以下、看護師等)○ 精神保健福祉士						
1の口	〇 重点的な支援が必要な患者 ※「包括的支援マネジメント導入基準」を1つ以上満たす患者	○ 精神科医又は医師の指示を受けた看護師等 ○ 精神保健福祉士						
2	〇 1のイ又は1の口の患者	○ 精神科医○ 看護師等○ 精神保健福祉士						

「算定要件]

- 外来又は在宅療養を担う保険医療機関の多職種チームと入院中の保険医療機関の多職種チームが、当該患者の同意 を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を共同で行った場合に算定する。
- 〇 共同指導に当たっては、平成28~30年度厚生労働行政推進調査事業において研究班が作成した、「包括的支援マネジメント実践ガイド」を参考にすること。
- 外来を担当する医療機関の関係者のいずれかが、入院中の医療機関に赴くことができない場合には、<u>ビデオ通話</u>を用いて共同指導を実施した場合でも算定可能とする。

「施設基準]

〇 当該保険医療機関内に、<u>専任の精神保健福祉士</u>が1名以上配置されていること。

精神科外来における多職種による相談支援・指導への評価

▶ 精神病棟に入院中に精神科退院時共同指導料1を算定した患者に対して、精神科外来において多職種による支援及び指導等を行った場合について、通院精神療法に加算を設ける。

(新) 療養生活環境整備指導加算 250点(月1回)



「算定要件」

- (1) 通院精神療法を算定する患者のうち、精神科退院時共同指導料1を算定した患者に対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師(以下、「看護師等」という。)又は精神保健福祉士が、療養生活環境を整備するための指導を行った場合に、1年を限度として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。
- (2) 実施に当たっては、以下の要件をいずれも満たすこと。
 - ア 多職種が共同して、3月に1回の頻度でカンファレンスを実施する。なお、カンファレンスについては、当該患者の診療を担当する精神科の医師、看護師等及び精神保健福祉士並びに必要に応じて薬剤師、作業療法士、公認心理師、在宅療養担当機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等若しくは作業療法士又は市町村若しくは都道府県の担当者等の多職種が参加すること。
 - イ アのカンファレンスにおいて、患者の状態を把握した上で、<u>多職種が共同して支援計画を作成</u>すること。なお、支援計画 の作成に当たっては、平成28~30年度厚生労働行政推進調査事業において研究班が作成した、<u>「包括的支援マネジメント実践ガイド」</u>を参考にすること。

「施設基準〕

- (1) 当該保険医療機関内に、当該指導に専任の精神保健福祉士が1名以上勤務していること。
- (2) 保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する療養生活環境整備指導の対象患者の数は、 1人につき30人以下であること。

精神科在宅患者に対する適切な支援の評価

精神科在宅患者支援管理料の見直し①

▶ 精神疾患の患者に対して多職種が実施する計画的な訪問診療及び訪問看護を評価する精神科在宅患者支援管理料について、現行の管理料「1」又は「2」に引き続き訪問診療を行う場合の評価として、「3」を新設する。

現行					
		単一建物診療患者			
		1人	2~9人		
管理料 1 (当該医療機関が訪問看護を提供)					
	イ 集中的な支援を必要とする重症患者等	3,000点	<u>2,520点</u>		
	口重症患者等	<u>2,500点</u>	<u>1,875点</u>		
	ハ 重症患者等以外	<u>2, 030点</u>	<u>1, 248点</u>		
管理料2(連携する訪問看護ステーションが訪問看護を提供)					
	イ 集中的な支援を必要とする重症患者等	<u>2, 467点</u>	<u>1,850点</u>		
	口 重症患者等	<u>2,056点</u>	<u>1,542点</u>		

	改定後						
			単一建物診療患者				
				1人	2~9人		
	管理	管理料 1 (当該医療機関が訪問看護を提供)					
		イ	集中的な支援を必要とする重症患者等	<u>3,000点</u>	<u>2,520点</u>		
)			重症患者等	<u>2,500点</u>	<u>1,875点</u>		
管理料2(連携する訪問看護ステーションが訪問看護を提供)							
		1	集中的な支援を必要とする重症患者等	<u>2,467点</u>	<u>1,850点</u>		
			重症患者等 新設	2,056点	1,542点		
	<u>(新) 管理料3</u>						
U	<u>管</u> 理	料 1	又は2に引き続き支援が必要な場合	<u>2, 030点</u>	<u>1, 248点</u>		

(新) 精神科在宅患者支援管理料3(月1回)

<u>イ 単一建物診療患者1人 2,030点</u> ロ 単一建物診療患者2人以上 1,248点

[算定要件]

精神科在宅患者支援管理料「3」は、精神科を標榜する保険医療機関への通院が困難な者のうち、以下のいずれかに該当する患者に対して、計画的な医学管理の下に<u>月1回以上の訪問診療</u>を実施するとともに、必要に応じ、<u>急変時等に常時対応できる体制</u>を整備することを評価するものであり、<u>「1」又は「2」の初回の算定日から起算して2年</u>に限り、月1回に限り算定する。

ア「1」のイ又は「2」のイを算定した患者であって、当該管理料の算定を開始した月から、6月を経過した患者

イ「1」のロ又は「2」の口を前月に算定した患者であって、引き続き訪問診療が必要な患者

[施設基準] 精神科在宅支援管理料「1」又は「2」を届け出ている保険医療機関であること。

- (※ 精神科在宅患者支援管理料「1」及び「2」の施設基準)
 - イ 当該保険医療機関内に精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士が適切に配置されていること。
 - ロ 当該保険医療機関において、又は訪問看護ステーションとの連携により訪問看護の提供が可能な体制を確保していること。
 - ハ 患者に対して計画的かつ継続的な医療を提供できる体制が確保されていること。
- ▶ 精神科在宅患者支援管理料「1」の「ハ」については、廃止する。

[経過措置] 令和2年3月31日時点で、現に「1」の「ハ」を算定している患者については、令和3年3月31日までの間に限り、引き続き算定出来る。

精神科在宅患者に対する適切な支援の評価

精神科在宅患者支援管理料の見直し②

▶ 精神科在宅患者支援管理料「1」及び「2」については、6月を限度として算定できることとし、「3」については、「1」又は「2」の初回算定日の属する月を含めて2年を限度として算定出来ることとする。

「3」の対象患者
○「1」の「イ」の算定を開始した月から6月を経過した患者
○「1」の「ロ」を前月に算定した患者

	改定後		単一建物	診療患者	
			1人	2~9人	※「1」の「ロ」及び「2」の「ロ」についても、 「1」の「イ」及び「2」の「イ」と同様に、
	管理	2料1(当該医療機関が訪問看護を提供)			6月まで算定できるものとする。
4		イ 集中的な支援を必要とする重症患者等	<u>3,000点</u>	<u>2,520点</u>	「1」 <u>6月を限度</u> として算定
		口 重症患者等	<u>2,500点</u>	<u>1,875点</u>	J
ıl	管理	型料2(連携する訪問看護ステーションが訪問看護を提供)			
"		イ 集中的な支援を必要とする重症患者等	<u>2,467点</u>	<u>1,850点</u>	「2」 <u>6月を限度</u> として算定
		口 重症患者等	<u>2,056点</u>	<u>1,542点</u>	J
•	(新)	管理料3	「3」「1」又は「2」の開始日から2		
		管理料1又は2に引き続き支援が必要な場合	<u>2,030点</u>	<u>1,248点</u>	生を限度として算定

「1」及び「2」のカンファレンスについて、行政機関職員等と共同で実施するカンファレンスの開催頻度等の要件を見直す。
また、当該保険医療機関以外の職員等とカンファレンスを行う場合、要件を満たせば、ビデオ通話による参加を可能とする。

現行					
1	п				
週1回以上	月1回以上				
月1回以上					
ビデオ通話が可能な機器 「2」の共同カンファレンスについては、 を用いた参加 要件を満たせば可能。					
	イ 週1回以上 月1回 「2」の共同カンファレ				

チームカンファレンス: 専任の多職種チームによるカンファレンス 共同カンファレンス: 専任の多職種チーム及び保健所又は精神保健福祉センター等

の職員が共同で実施するカンファレンス

	改定後 ビデオ通話による参加可 1				
	1		1		
チームカンファレンス	週1回以上	月1回以上 ※ 保健所等に文書 で情報提供	週1回以上	月1回以上 ※ 保健所等に文書 で情報提供	
共同カンファレンス	2月に1回以上 ※ 初回は関係者 全員が一堂に 会すること	必要に応じて実施	2月に1回以上 ※ 初回は関係者 全員が一堂に 会すること	必要に応じて実施	

※カンファレンスについて、訪問看護療養費における精神科重症患者支援管理連携加算も同様の取扱いとする。

地域移行機能強化病棟の継続と要件の見直し

地域移行を推進する観点から、地域移行機能強化病棟入院料について、届出に係る要件を見直すとともに、精神保健福 祉士等の配置要件を緩和する。

改定後

【地域移行機能強化病棟入院料】

[施設基準] ※<>内は現行

届出時の病床稼働率に係る係数を見直し

- (14) 届出時点で、次のいずれの要件も満たしていること。
- ア 届出前月に、以下の(イ)又は(ロ)いずれか小さい値を(ハ)で除して算出される数値がく0.9>0.85以上であること。なお、届出に先立ち精神病床の許可病床数 を減少させることにより<0.9> 0.85以上としても差し支えないこと。
 - (イ) 届出前月の当該保険医療機関全体の精神病棟における平均入院患者数
 - (ロ) 届出前1年間の当該保険医療機関全体の精神病棟における平均入院患者数
 - (ハ) 届出前月末日時点での精神病床に係る許可病床数
- イ 以下の式で算出される数値が<1.5> 2.4%以上であること。

1年以上入院していた患者のうち、当該病棟から自宅等に退院した患者の数の1か月当たりの平均(届出の前月までの3か月間における平均)÷当該病棟の 届出病床数×100(%)

地域移行に係る実績係数を見直し

- (15) 各月末時点で、以下の式で算出される数値が**<1.5> 2.4** %以上であること。
 - 1年以上入院していた患者のうち、当該病棟から自宅等に退院した患者数の1か月当たりの平均÷当該病棟の届出病床数 ×100(%)
- (16) 1年ごとに1回以上、当該保険医療機関全体の精神病床について、都道府県に許可病床数変更の許可申請を行っていること。算定開始月の翌年以降の同じ月 における許可病床数は、以下の式で算出される数値以下であること。

届出前月末日時点での精神病床の許可病床数ー(当該病棟の届出病床数の<5分の1> 30%×当該病棟の算定年数)

- (17) 地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を取り下げる際には、許可病床数が以下の式で算出される数値以下であること。
 - 届出前月末日時点での精神病床の許可病床数-(当該病棟の届出病床数の<5分の1>30%×当該病棟の算定月数÷12)
- (18) 地域移行機能強化病棟入院料に係る届出を取り下げた後、再度地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合には、今回届出前月末日時点での精神病床の 許可病床数が、直近の届出を取り下げた時点の精神病床の許可病床数以下であること。

[施設基準]	現行	改定後	
入院患者数が40名を超えない場合	<u>專従</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>2名</u> 以上	<u>專從</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>1名</u> 以上 <u>專任</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>1名</u> 以上	
入院患者数が40名を超える場合	<u>專従</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>3名</u> 以上	<u>專從</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>1名</u> 以上 <u>專任</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>2名</u> 以上	
入院患者数が40名を超える場合であって、退院支援 業務に必要な場合	<u>專従</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>2名</u> 以上 <u>專従</u> 常勤 社会福祉士 <u>1名</u> 以上	專從 常勤 精神保健福祉士 <u>1名</u> 以上 <u>專任</u> 常勤 精神保健福祉士 <u>1名</u> 以上 <u>專任</u> 常勤 社会福祉士 <u>1名</u> 以上	

当該入院料については、令和6年3月31日まで届出を可能とする。

[経過措置] 令和2年3月31日において現に地域移行機能強化病棟入院料の届出を行っている病棟については、(14)から(17)までの規定に限り、なお従前の例による。 ▶っ

精神病棟における質の高い医療の評価

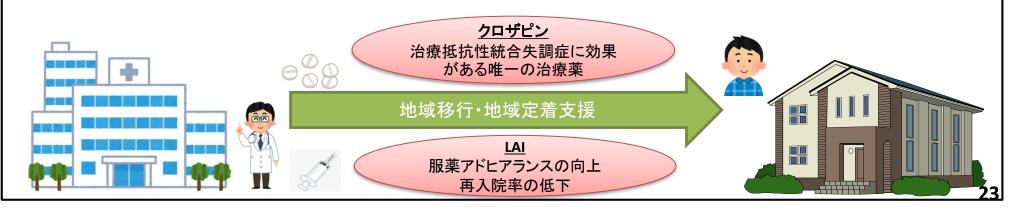
▶ 精神病棟等における質の高い医療を評価し、地域移行、地域定着支援を推進する観点から、 以下の見直しを行う。

<u>1. クロザピンの普及促進</u>

- ・精神科急性期医師配置加算について、クロザピンの新規導入患者数の実績等を要件とした評価の類型を 新設する。
- 精神科急性期病棟において、クロザピン新規導入を目的とした転棟患者を受入れ可能となるよう要件を見直す。
- 精神科救急入院料等における自宅等への移行率からクロザピンの新規導入患者を除外する。
- ・クロザピンを投与中の患者に対しては、ヘモグロビンA1cを月1回に限り別に算定できるようにする。

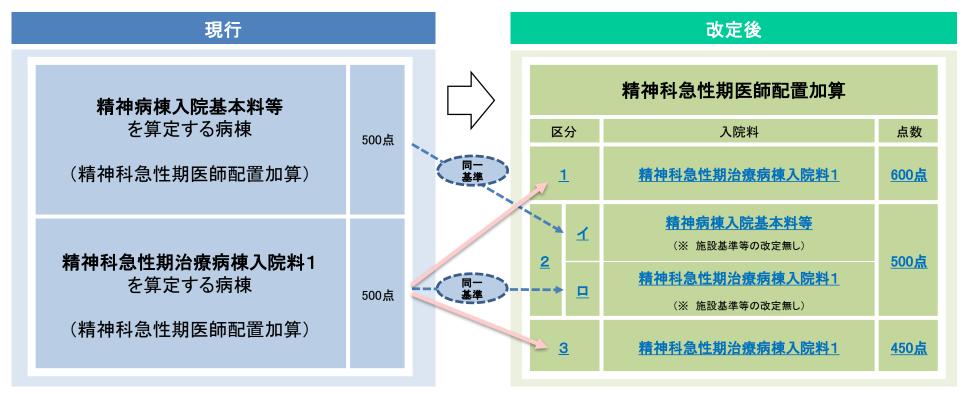
2. 持続性抗精神病注射薬剤(LAI)の使用推進

- ・LAIについて、精神病棟に入院中の患者に対して、投与開始日から60日以内に投与された場合に限り、薬剤料を包括範囲から除外する。
- ・LAIに係る管理料について、入院中の患者に対しても算定可能とする。



精神科急性期医師配置加算の見直し

▶ クロザピンの普及を促進する観点から、精神病棟における手厚い配置を評価する精神科急性期医師配置加算について、精神科急性期治療病棟入院料を算定する病棟において、クロザピンを新規に導入した患者数の実績を要件とした評価を新設する。併せて、自宅等への移行率に係る要件も見直し、より柔軟な評価を可能とする。



「施設基準」く改定後の実績要件>

精神科急性期医師配置加算 (精神科急性期治療病棟入院料1を算定する病棟)	新規入院患者の自宅等への移行率	クロザピン新規導入患者実績要件
1	<u>6割</u>	クロザピン新規導入患者 <u>6件</u> /年
2の口	<u>6割</u>	_
3	<u>4割</u>	クロザピン新規導入患者 <u>3件</u> /年

精神療養病棟入院料等における 持続性抗精神病注射薬剤の取り扱いの見直し



▶ 精神病棟からの地域移行・地域定着支援を推進する観点から、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神 科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料について、投与開始日から60日以内に 投与された場合に限り、持続性抗精神病注射薬剤に係る薬剤料の包括範囲を見直す。

現行

[施設基準] 【別表第五の一の四】

精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料の除外薬剤・注射薬

○ クロザピン(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定しているものに対して投与された場合に限る。)



改定後

[施設基準] 【別表第五の一の四】

精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・ 合併症入院料の除外薬剤・注射薬

- クロザピン(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料を算定しているものに対して投与された場合に限る。)
- <u>持続性抗精神病注射薬剤(投与開始日から60日以内に投与された場合に限る。)</u>

※別表第五の一の五(精神療養病棟入院料及び地域移行機能強化病棟入院料の除外薬剤・注射薬)についても同様の取り扱いとする。

▶ 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料について、入院中の患者に対しても算定可能とする。

現行

【抗精神病特定薬剤治療指導管理料】 「算定要件]

1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点



改定後

【抗精神病特定薬剤治療指導管理料】 「算定要件]

- 1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点
 - イ 入院中の患者
 - ロ 入院中の患者以外

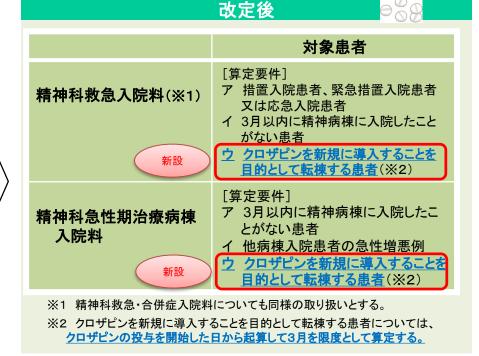
注1 1のイについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該薬剤の投与開始日の属する月及びその翌月にそれぞれ1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

精神科急性期病棟等におけるクロザピンの普及推進



▶ クロザピンの普及推進のため、クロザピンの新規導入患者について、当該保険医療機関の他の病棟から転棟する場合であっても、精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料を算定できるよう見直す。





精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科急性期医師配置加算及び精神科救急・合併症入院料について、クロザピンの新規導入を目的とした入院患者を、自宅等への移行率の対象から除外する。

改定後

「精神科救急入院料1に関する施設基準]

- (2) 措置入院患者、鑑定入院患者、医療観察法入院患者及びクロザピンの新規導入を目的とした入院患者を除いた新規入院患者のうち6割以上が入院日から 起算して3月以内に退院し、自宅等へ移行すること。
- ※ 精神科救急入院料2、精神科急性期治療病棟入院料、精神科急性期医師配置加算及び精神科救急・合併症入院料についても同様

クロザピンを投与中の患者に対するヘモグロビンA1cの測定に係る要件の見直し

> 血液形態・機能検査のヘモグロビンA1cについて、クロザピンを投与中の患者に対しては、月1回に限り別に算定できるようにする。

精神科救急入院料の見直し

地域における精神科救急の役割等を踏まえ、精神科救急入院料について、複数の病棟を届け出る場合、 当該入院料を届け出ている病棟の数に応じて時間外診療等の実績を必要とする旨を明確化する。

改定後

【精神科救急入院料1】

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関が、精神科救急医療体制整備事業において基幹的な役割を果たしていること。具体的には、次のいずれも満たしていること。
- ア 常時精神科救急外来診療が可能であり、精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療(電話等再診を除く。)件数の実績が年間150件以上 又 は1の(12)のア又はイの地域における人口1万人当たり1.87件以上であること。そのうち初診患者(精神疾患について過去3か月間に当該保険医療機関に 受診していない患者)の件数が30件以上又は2割以上であること。
- イ 精神患に係る時間外、休日又は深夜における入院件数の実績が年間40件以上又はアの地域における人口1万人当たり0.5件以上であること。そのうち8 件以上又は2割以上は、精神科救急情報センター・精神医療相談窓口(精神科救急医療体制整備事業)、救急医療情報センター、他の医療機関、都道府 県、市町村、保健所、警察、消防(救急車)からの依頼であること。

ウ 複数の病棟において当該入院料の届出を行う場合については**ア及びイの「件以上」を「に届出病棟数を乗じた数以上」と読み替えること。**

※ 精神科救急入院料2についても同様。

2病棟届け出る場合、当該保険医療機関において、時間外等外来診療の実績は、 年間300件以上必要。(その他についても同様。)

届出病床数の上限を超えて病床を有する場合について、経過措置の期限を令和4年3月31日までとする。

現行

(13)当該病棟の病床数は、当該病院の精神病床数が300床以下 の場合には60床以下であり、当該病院の精神病床数が300床 を超える場合にはその2割以下であること。ただし、平成30年 3月31日時点で、現に当該基準を超えて病床を有する保険医 療機関にあっては、当該時点で現に届け出ている病床数を維 持することができる。



改定後

(13)当該病棟の病床数は、当該病院の精神病床数が300床以下の 場合には60床以下であり、当該病院の精神病床数が300床を超 える場合にはその2割以下であること。ただし、平成30年3月31 日時点で、現に当該基準を超えて病床を有する保険医療機関に あっては、令和4年3月31日までの間、当該時点で現に届け出て いる病床数を維持することができる。

精神疾患を有する妊産婦に対するケア・診療等の充実

ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し

- ハイリスク妊産婦への診療・ケアをより一層充実させる観点から、ハイリスク妊産婦連携指導料について、 多職種によるカンファレンスに係る要件等を以下のように見直す。
 - 1. 多職種によるカンファレンスについて、市町村等の担当者は必要に応じて参加すればよいこととする。
 - 2. 市町村等に対して、カンファレンスの結果を文書により情報提供することとする。

カンファレンスへの参加	現行	改定後
参加が <u>必須</u>	○ 産科又は産婦人科を担当する医師 又は保健師、助産師若しくは看護師○ 精神科又は心療内科を担当する医師 又は保健師若しくは看護師○ 市町村等の担当者	○ 産科又は産婦人科を担当する医師 又は保健師、助産師若しくは看護師○ 精神科又は心療内科を担当する医師 又は保健師若しくは看護師
<u>必要に応じて</u> 参加	○ 精神保健福祉士 ○ 社会福祉士 ○ 公認心理師 等	○ <u>市町村等の担当者</u> ○ 精神保健福祉士 ○ 社会福祉士 ○ 公認心理師 等

- 3. 多職種によるカンファレンスについて、初回は対面で実施することとし、2回目以降については、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加可能とする。
- 4. 直近1年間の市町村又は都道府県との連携実績を不要とする。

精神疾患を有する妊産婦に対する診療の充実

ハイリスク妊産婦のうち、精神病棟への入院が必要な患者についても適切に分娩管理を行う観点から、ハイリスク分娩管理加算の対象となる病棟を見直し、精神病棟入院基本料及び特定機能病院入院基本料(精神病棟)を追加する。

28

発達障害に対する支援の充実

小児特定疾患カウンセリング料の見直し

発達障害等、児童思春期の精神疾患の支援を充実する観点から、小児特定疾患カウンセリング料について公認心理師が実施する場合の評価を新設する。

現行

【小児特定疾患カウンセリング料】

イ 月の1回目

500点

ロ 月の2回目

400点



改定後

【小児特定疾患カウンセリング料】

- イ 医師による場合
- (1) 月の1回目 500点
- (2) 月の2回目 400点
- ロ 公認心理師による場合 200点





[公認心理師による場合の算定要件]

- (1) <u>一連のカウンセリングの初回は医師が行う</u>ものとする。
- (2) 医師の指示の下、公認心理師が当該医師による治療計画に基づいて療養上必要なカウンセリングを <u>20分以上</u>行った場合に算定できる。
- (3) 継続的にカウンセリングを行う必要があると認められる場合においても、<u>3月に1回程度、医師がカウ</u>ンセリングを行うものとする。
- 被虐待児等の診療機会を確保する観点から、小児特定疾患カウンセリング料について、対象に被虐待児を含むことを明確化する。

精神病棟における身体合併症の治療等の推進

精神科身体合併症管理加算の見直し

▶ 精神病棟における高齢化等による病態の変化等を踏まえ、精神科身体合併症管理加算について、算定可能となる日数の上限及び対象疾患等の要件を見直す。

現行

【精神科身体合併症管理加算】(1日につき)

1 7日以内

450点

2 8日以上10日以内 225点

[算定要件]

注 精神科を標榜する病院において、別に厚生労働大臣が定める身体合併 症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、 当該患者について、当該疾患の治療開始日から起算して10日を限度とし て、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。

(3) (略)

[施設基準]

別表第七の二 精神科身体合併症管理加算の対象患者 (略)



改定後

【精神科身体合併症管理加算】(1日につき)

1 7日以内

450点

300点

2 8日以上15日以内

[算定要件]

- 注 精神科を標榜する病院において、別に厚生労働大臣が定める身体合併 症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、 当該患者について、当該疾患の治療開始日から起算して15日を限度として、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。
- (3) (略) 手術又は直達・介達牽引を要する骨折については、骨折の危険性が高い骨粗鬆症であって骨粗鬆症治療剤の注射を要する状態を含むものとする。

[施設基準]

別表第七の二 精神科身体合併症管理加算の対象患者 (略)

(新設) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号) 第5条に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第4項に規 定する医療受給者証を交付されているもの(同条第1項各号に規定 する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を 受けたものを含む。)

精神療養病棟におけるリハビリテーションの推進

▶ 精神病棟に長期に渡り入院する患者の高齢化及び身体合併症等の実態を踏まえ、精神療養病棟入院料について、疾患別リハビリテーション料及びリハビリテーション総合計画評価料を別に算定できるよう見直す。80

ギャンブル依存症に対する治療の評価

▶ ギャンブル依存症に対する有効な治療法が確立されたことを踏まえ、ギャンブル依存症の集団治療プログラムについて新たな評価を行う。

(新) 依存症集団療法 2 ギャンブル依存症の場合

300点(1回につき)



[算定要件]

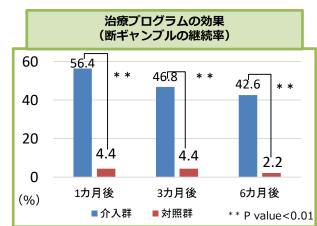
- (1) ギャンブル依存症の患者に対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から3月を限度として、2週間に1回に限り算定する。
- (2) 次のア~ウの全てを満たすこと。
 - ア ギャンブル(ギャンブル等依存症対策基本法第2条に規定するギャンブル等をいう。)に対する依存の状態にあるものについて、<u>精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師、作業療法士、精神保健福祉士若しくは公認心理師で構成される2人以上の者</u>が、認知行動療法の手法を用いて、ギャンブルの実施を患者自らコントロールする手法等の習得を図るための指導を行うこと。
 - イ 1回に10人に限り、60分以上実施すること。
 - ウ 平成28~30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業において、研究班が作成した、「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」に沿って行うこと。

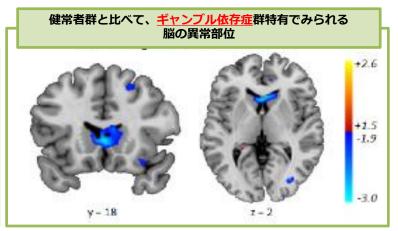
[施設基準]

- (1) 依存症専門医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関に、専任の精神科医及び専任の看護師又は専任の作業療法士がそれぞれ1名以上勤務していること。

第1回 あなたにとってのギャンブルとは? 第2回 ギャンブルの「引き金」について 第3回 引き金への対処とギャンブルへの渇望 第4回 生活の再建・代替行動 (ギャンブルの代わりになる行動) 第5回 考え方のクセ 第6回 まとめ

標準的治療プログラムのトピック





救急医療体制の充実

救急搬送看護体制加算の評価区分の新設

救急医療体制の充実を図る観点から、救急搬送看護体制加算について、救急外来への搬送件 数及び看護師の配置の実績に応じた新たな評価区分を設ける。

現行(夜間休日救急搬送医学管理料の加算)

救急搬送看護体制加算 200点

[施設基準]

- ① 救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で200件以上。
- ② 救急患者の受入への対応に係る専任の看護師を配置。

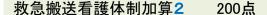


改定後(夜間休日救急搬送医学管理料の加算)

救急搬送看護体制加算1 400点

[施設基準]

- ① 救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上。
- ② 救急患者の受入への対応に係る専任の看護師を複数名 配置。



[施設基準]

- ① 救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、年間で200件以上。
- ② 救急患者の受入への対応に係る専任の看護師を配置。



医師等の従事者の常勤配置及び専従要件に関する要件の緩和

医師等の医療従事者の柔軟な働き方に対応する観点から、常勤配置に係る要件及び専従要件を見直す。

常勤換算の見直し

週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能としている項目について、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算で配置可能とする。

医師の配置について

医師については、複数の非常勤職員を組み合わせた<u>常勤換算でも配置可能とする項目を拡大</u>する。

(対象となる項目)

- 緩和ケア診療加算
- 栄養サポートチーム加算
- 感染防止対策加算 等

看護師の配置について

看護師については、<u>外来化学療法加算につい</u>て、非常勤職員でも配置可能とする。



専従要件について

専従要件について、専従を求められる業務を実施していない勤務時間において、他の業務に従事できる項目を拡大する。

(対象となる項目)

- ウイルス疾患指導料(注2)
- 障害児(者)リハビリテーション料
- ・ がん患者リハビリテーション料

医療従事者の勤務環境改善の取組の推進

「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する計画」の見直し

▶ 医療従事者の勤務環境の改善に関する取組が推進されるよう、総合入院体制加算の要件である「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に関する計画」の内容及び項目数を見直す。

現行

【総合入院体制加算】

[施設基準]

病院の医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の体制を整備していること

ア~ウ、オ (略)

- エ「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」には次に掲げる項目のうち少なくとも2項目以上を含んでいること。
- (イ) 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組(許可病床数 400床以上の病院は必ず含むこと)
- (ロ) 院内保育所の設置(夜間帯の保育や病児保育を含むことが望ましい)
- (ハ) 医師事務作業補助者の配置による病院勤務医の事務作業の負担軽減
- (二) 病院勤務医の時間外・休日・深夜の対応の負担軽減及び処遇改善

(ホ) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減

改定後

【総合入院体制加算】

[施設基準]

病院の医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する体制として、次の 体制を整備していること

ア~ウ、オ(略)

- エ「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」には次に掲げる項目のうち少なくとも3項目以上を含んでいること。
- (イ) 外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組(許可病床数 400床以上の病院は必ず含むこと)
- (ロ)院内保育所の設置(夜間帯の保育や病児保育を含むことが望ましい)
- (ハ) 医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減
- (二) 医師の時間外・休日・深夜の対応の負担軽減及び処遇改善
- (ホ)特定行為研修修了者である看護師の複数名配置及び活用による医師 の負担軽減
- (へ)院内助産又は助産師外来の開設による医師の負担軽減
- (ト) 看護補助者の配置による看護職員の負担軽減

多職種からなる役割分担推進のための委員会等の見直し

管理者によるマネジメントを推進する観点から、総合入院体制加算等における「多職種からなる役割分担推 進のための委員会・会議」について、管理者の年1回以上の出席を要件とする。

改定後

【総合入院体制加算】 [施設基準] (上記施設基準のイ)

当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。また、当該委員会等において、当該保険医療機関の管理者が年1回以上出席すること。

※医師事務作業補助体制加算、処置及び手術の

- •休日加算1
- •時間外加算1
- 深夜加算1 についても同様。



薬剤師の病棟業務に対する評価の充実

病棟薬剤業務実施加算の評価の充実

▶ 病棟薬剤業務実施加算1及び2について、評価を充実する。



現行

【病棟薬剤業務実施加算】

- 1 病棟薬剤業務実施加算1(週1回)
- 2 病棟薬剤業務実施加算2(1日につき)

100点 80点



改定後

【病棟薬剤業務実施加算】

- 1 病棟薬剤業務実施加算1(週1回)
- 2 病棟薬剤業務実施加算2(1日につき)

<u>120点</u>

<u>100点</u>

▶ 病棟薬剤業務実施加算2の対象病棟に、ハイケアユニット入院医療管理料を追加する。

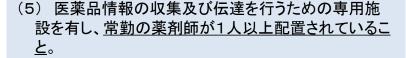
薬剤師の常勤要件の緩和

病棟薬剤業務実施加算及び薬剤管理指導料について常勤薬剤師の配置要件を緩和する。

現行

【病棟薬剤業務実施加算】

(1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2人以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の実施に必要な体制がとられていること。





改定後

【病棟薬剤業務実施加算】

- (1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が、2名以上配置されているとともに、病棟薬剤業務の実施に必要な体制がとられていること。なお、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている非常勤の薬剤師を2名組み合わせて常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、1名は常勤薬剤師であることが必要。
- (5) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されていること。

※ 薬剤管理指導料についても同様。

夜間看護体制の見直し

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の項目の見直し

▶ より柔軟に夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等を行えるよう、夜間看護体制加算等における項目内容の見直しを行う。

※1 3 交代制勤務又は変則 3 交代勤務の病棟のみが対象 ※2 夜間30・50・100対 1 急性期看護補助体制加算の届出が該当	看護職員夜間 配置加算 12対1加算1 16対1加算1	夜間看護体制 加算 急性期看護補助体制加算 の注加算	夜間看護体制 加算 看護補助加算の注加算	夜間看護体制 加算 障害者施設等入院基本料 の注加算	看護職員夜間 配置加算 精神科救急入院料、精神科 救急・合併症入院料の注加算
満たす必要がある項目数	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	2項目以上
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	0	0	0	0	0
イ 正循環の交代周期の確保(※1)	0	0	0	0	0
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	0	0	0	0	0
エ 夜勤後の暦日の休日確保 (新)	0	0	0	0	0
オ 夜勤帯のニーズに対応した柔軟な勤務体制の工夫 (新)	0	0	0	0	0
カ 夜間を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムの構築	0	0	0	0	0
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話			0	0	
ク 看護補助者の夜間配置(※2)	0				
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	0	0	0	0	
コ 夜間院内保育所の設置、 <u>夜勤従事者の利用実績</u> (見直し) ※ただし、利用者がいない日の開所は求めない	0	0	0	0	0
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 (新)	0	0	0	0	0

看護職員の夜間配置に係る評価の充実

看護職員の負担軽減を推進する観点から、看護職員夜間配置加算の評価を充実する。

現行 【看護職員夜間配置加算】 12対1加算1 95点 12対1加算2 75点 16対1加算1 55点 16対1加算2 30点

【看護職員夜間配置加算】 12対1加算1 <u>105点</u>

 12対1加算2
 85点

 16対1加算1
 65点

 16対1加算2
 40点

改定後

現行 【注加算の看護職員夜間配置加算】

55点

55点

55点

地域包括ケア病棟入院料 精神科救急入院料 精神科救急・合併症入院料

改定後

【注加算の看護職員夜間配置加算】

地域包括ケア病棟入院料精神科救急入院料

<u>65点</u> <u>65点</u> 65点

精神科救急·合併症入院料

特定集中治療室管理料の見直し

専門の研修を受けた看護師の配置要件の見直し

現行

【特定集中治療室管理料1及び2】

[施設基準]

• 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、 集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任 の常勤看護師を当該治療室内に週20時間以上配置すること。



改定後

【特定集中治療室管理料1及び2】

[施設基準]

- 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を5年以上有し、 集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任 の常勤看護師を当該治療室内に週20時間以上配置すること。
- 専任の常勤看護師を2名組み合わせることにより、当該治療室内に 週20時間以上配置しても差し支えないが、当該2名の勤務が重複す る時間帯については1名についてのみ計上すること。

生理学的スコアの測定に係る要件の見直し

▶ 特定集中治療室管理料1・2において提出が要件となっている生理学的スコア(SOFAスコア) について、特定集中治療室管理料3・4についても要件とする。 ※☆和2年10月1日以降に当該治療室に入室した患者が提出対象

生理学的スコア(SOFAスコア)

呼吸機能、凝固機能、肝機能、循環機能、中枢神経機能、腎機能の6項目を、それぞれ5段階の点数でスコア化し、全身の臓器障害の程度を判定するもの

		0	1	2	3	4
呼吸機能	Pa02/Fi02(mmHg)	>400	≦ 400	≦300	≦200 呼吸器補助下	≦100 呼吸器補助下
凝固機能	血小板数 (×103/mm2)	>150	≦ 150	≦100 ≦50		≦20
肝機能	ビリルビン値(mg/dL)	<1.2	1. 2-1. 9	2. 0-5. 9	6. 0-11. 9	>12.0
循環機能	血圧低下	なし	平均動脈圧<70mmHg	ドパミン≦5γ あるいはドブタミン投与 (投与量は問わない)	ドパミン>5γ あるいはエピネフリン≦0.1γ あるいはノルエピネフリン≦0.1γ	ドパミン $>15\gamma$ あるいはエピネフリン $>0.1\gamma$ あるいはノルエピネフリン $>0.1\gamma$
中枢神経機能	Glasgow Coma Scale	15	13-14	10-12	6–9	<6
腎機能	クレアチニン値 (mg/dL)	<1.2	1. 2-1. 9	2. 0-3. 4	3.5-4.9 あるいは尿量500ml/日未満	>5.0 あるいは尿量200ml/日未満

臓器提供施設や担当医の負担を踏まえた臓器提供に係る評価の見直し

心停止後臓器提供に係る評価の見直し

- ▶ 心停止後臓器提供では業務が多岐にわたることから、同種死体腎移植術について、移植臓器提供加算として、実態に見合った評価の見直しを行う。
- ▶ また、同種死体膵移植術及び同種死体膵腎移植術においても移植臓器提供加算を新設する。

現行

【同種死体腎移植術】

移植腎の提供のために要する費用としての加算 40,000点



改定後

【同種死体腎移植術】

移植臓器提供加算

55.000点

※【同種死体膵移植術】及び【同種死体膵腎移植術】についても同様。

脳死臓器提供管理料の見直し

▶ ドナーや家族の意向に沿った臓器提供を更に円滑に進めていくため、臓器提供時の臓器提供施設や担当医の負担を踏まえ、脳死臓器提供管理料について評価を見直す。また、当該管理料においてコーディネートの評価を明確化する。

現行

【脳死臓器提供管理料】

20,000点



改定後

【脳死臓器提供管理料】

40.000点

[算定要件]

・脳死臓器提供管理料の所定点数には、臓器の移植に関する法律に規定する脳死判定並びに判定後の脳死した者の身体への処置、検査、医学的管理、看護、 院内のコーディネート、薬剤及び材料の使用、採取対象臓器の評価及び脳死した者の身体から臓器を採取する際の術中全身管理に係る費用等が含まれる。

その他移植医療の充実に資する技術の保険適用※1

- > (新) 同種死体膵島移植術
- 56,490点
- ▶ (新) 免疫抑制剤(ミコフェノール酸モフェチル及びエベロリム)の血中濃度測定に対する加算 250点
- ▶ (新) 抗HLA抗体検査加算^{※2} 4,000点
 - ※1 医療技術評価分科会に対して関連学会等から提案のあった技術。
 - ※2 同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植術、同種死体肝移植術、同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術、同種死体膵島移植術、 生体部分小腸移植術、同種死体小腸移植術、同種死体腎移植術及び生体腎移植術における加算として新設。

入退院支援に係る人員配置の見直し

入退院支援加算3の配置要件の見直し

▶ より多くの医療機関で質の高い入退院支援を行うことができるよう、入退院支援加算3について、入退院支援部門の看護師の配置要件を見直す。

現行

【入退院支援加算3】

「施設基準]

入退院支援部門に以下のいずれかを配置

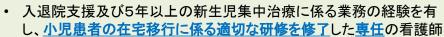
- 入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験をする専従の看護師
- 入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有 する専任の看護師 及び 専従の社会福祉士

改定後

【入退院支援加算3】

[施設基準]

入退院支援部門に以下のいずれかを配置



• 入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専任の看護師 及び 専従の社会福祉士



入退院支援部門の職員の常勤要件緩和

入退院支援加算及び入院時支援加算について、入退院支援部門の職員を非常勤職員でも可能とする。

改定後

【入退院支援加算、入院時支援加算】

[施設基準]

(入退院支援部門について)当該専従の看護師(社会福祉士)については、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤看護師</u>(社会福祉士)(入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する者に限る。)<u>を2名以上組み合わせる</u>ことにより、常勤看護師(社会福祉士)と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師(社会福祉士)が配置されている場合には、基準を満たしているとみなすことができる。

重症度、医療・看護必要度の測定に係る負担の軽減

B項目の評価方法の見直し

▶ 重症度、医療・看護必要度のB項目について、「患者の状態」と「介助の実施」に分けた評価とし、「評価の手引き」により求 めている「根拠となる記録」を不要とする。

В	电子不比影体	患者の状態				介助の実施			5π /m	
В	患者の状態等	O点	1点	2点		0	1		評価	
9	寝返り	できる	何かにつかまれ ばできる	できない						点
10	移乗	<u>自立</u>	一部介助	全介助		実施なし	実施あり			点
11	口腔清潔	<u>自立</u>	要介助		×	実施なし	実施あり	=		点
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり			点
13	衣服の着脱	<u>自立</u>	一部介助	全介助		実施なし	実施あり			点
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ							点
15	危険行動	ない		ある						点
									B得点	点

A·C項目の評価方法の見直し

▶ A項目(専門的な治療・処置のうち薬剤を使用するものに 限る)及びC項目について、必要度 I においても、レセプト 電算処理システム用コードを用いた評価とする。

院外研修の見直し

重症度、医療・看護必要度の院内研修の指導者に係る要 件について、「所定の(院外)研修を修了したものが行う研 修であることが望ましい」との記載を削除する。

必要度Ⅱの要件化

許可病床数400床以上の医療機関において、一般病棟 入院基本料(急性期一般入院料1~6に限る)又は特定 機能病院入院基本料(一般病棟7対1に限る)について **重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いることを要件とする。**

[経過措置]

令和2年3月31日時点において現に一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1 ~6に限る)又は特定機能病院入院基本料(一般病棟7対1に限る)を届け出てい るものについては、令和2年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみ なす。

※ B項目及び院外研修の見直しについて、特定集中治療室用・ハイケアユニット用の必要度についても同様。**40**

タスク・シェアリング/タスク・シフティングのための評価の充実

医師事務作業補助者の配置に係る評価の充実

▶ 医師の働き方改革を推進し、質の高い診療を提供する観点から、医師事務作業補助体制加算について、

算定が可能な病棟等を拡大するとともに、評価の見直しを行う。

現行

医師事務作業補助体制加算1 198~920点 医師事務作業補助体制加算2 188~860点



医師事務作業補助体制加算1 <u>248~970点</u> 医師事務作業補助体制加算2 <u>233~910点</u> 【新たに算定可能となる入院料】

- 回復期リハビリテーション病棟入院料(療養病棟)
- 地域包括ケア病棟入院料/入院医療管理料(療養 病棟)
- 結核病棟入院基本料
- 有床診療所入院基本料
- 有床診療所療養病床入院基本料
- 精油療養病棟入院料 等
- ▶ 20対1~100対1補助体制加算について、医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関であれば、要件を満たすこととする。

看護職員の夜間配置に係る評価の充実

> 看護職員の負担軽減を推進する観点から、看護職員夜間配置加算の評価を充実する。

現行

看護職員夜間配置加算 30~95点 看護職員夜間配置加算(地域匀每57字病棟 λ 陰料、精神科教)

看護職員夜間配置加算(地域包括ケア病棟入院料、精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料の注加算) 55点

改定後

看護職員夜間配置加算

40~105点

看護職員夜間配置加算(地域包括ケア病棟入院料、精神科救急入院料、

精神科救急・合併症入院料の注加算)

65点

看護補助者の配置に係る評価の充実

看護補助者との業務分担・協働を推進する観点から、急性期看護補助体制加算等の評価を充実する。

現行

25対1~75対1急性期看護補助体制加算130~210点夜間30対1~100対1急性期看護補助体制加算70~90点看護補助加算1~376~129点夜間75対1看護補助加算40点夜間看護加算(療養病棟入院基本料の注加算)35点看護補助加算(障害者施設等入院基本料の注加算)104~129点看護補助者配置加算(地域包括ケア病棟入院料の注加算)150点

改定後

25対1~75対1急性期看護補助体制加算 夜間30対1~100対1急性期看護補助体制加算

看護補助加算1~3

夜間75対1看護補助加算

夜間看護加算(療養病棟入院基本料の注加算)

看護補助加算(障害者施設等入院基本料の注加算)

看護補助者配置加算(地域包括ケア病棟入院料の注加算)

116~141点

160~240点

100~120点

88~141点

50点

45点

160点

11

医師事務作業補助体制加算の評価の充実

医師事務作業補助者の配置に係る評価の充実

医師の働き方改革を推進し、質の高い診療を提供する観点から、 医師事務作業補助体制加算について、評価を充実する。



現行		改定後		
医師事務作業補助者の配置 点数(加算1/加算2 15対1 920点/860点 20対1 708点/660点 25対1 580点/540点 30対1 495点/460点 40対1 405点/380点 50対1 325点/305点 75対1 245点/230点 100対1 198点/188点	<u></u>	医師事務作業補助者の配置 15対1 20対1 25対1 30対1 40対1 50対1 75対1 100対1	点数(加算1/加算2) 970点/910点 758点/710点 630点/590点 545点/510点 455点/430点 375点/355点 295点/280点 248点/238点	

▶ 医師事務作業補助体制加算について、算定が可能な病棟等を拡大する。

改定後

【新たに算定が可能となる入院料】

回復期リハビリテーション病棟入院料(療養病棟)、地域包括ケア病棟入院料/入院医療管理料(療養病棟)、精神科急性期治療病棟入院料2(50対1から100対1に限り算定が可能となる入院料)

結核病棟入院基本料、有床診療所入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料、特殊疾患病棟入院料、児童·思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料

▶ 20対1から100対1までについて、医療資源の少ない地域に所在する医療機関であれば、要件 を満たすこととする。

看護職員と看護補助者との業務分担・協働の推進

看護補助者の配置に係る評価の充実

▶ 看護職員の負担軽減、看護補助者との業務分担・協働を推進する観点から、 急性期看護補助体制加算等の評価を充実する。



	4
【急性期看護補助体制加算】	
【心压物伯或饰列件则加升】	

25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上) 210点 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満) 190点 50対1急性期看護補助体制加算 170点 75対1急性期看護補助体制加算 130点 90点 夜間30対1急性期看護補助体制加算 夜間50対1急性期看護補助体制加算 85点 夜間100対1急性期看護補助体制加算 70点



【急性期看護補助体制加算】

25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割以上) 240点 25対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満) 220点 200点 50対1急性期看護補助体制加算 75対1急性期看護補助体制加算 160点 夜間30対1急性期看護補助体制加算 120点 夜間50対1急性期看護補助体制加算 115点 夜間100対1急性期看護補助体制加算 100点

改定後



看護補助加算1 129点 看護補助加算2 104点 看護補助加算3 76点 夜間75対1看護補助加算 40点

(療養病棟入院基本料の注加算)



【看護補助加算】

看護補助加算1 141点 看護補助加算2 116点 看護補助加算3 88点 夜間75対1看護補助加算 50点

夜間看護加算

35点

看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注加算)

看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注加算)

イ 14日以内の期間 129点 ロ 15日以上30日以内の期間 104点



150点

看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注加算)

夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注加算)

イ 14日以内の期間 141点 ロ 15日以上30日以内の期間 116点

看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注加算)

45点

160点

麻酔科領域における医師の働き方改革の推進

麻酔管理料(Ⅱ)の見直し

- 麻酔を担当する医師の一部の行為を、適切な研修(特定行為研修)を修了した看護師が実施し ても算定できるよう見直す。
- ▶ 麻酔前後の診察について、当該保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医が実施した場合につい ても算定できるよう見直す。

現行

【麻酔管理料(Ⅱ)】

[算定要件]

• 厚生労働大臣が定める施設基準に適 合している麻酔科を標榜する保険医療 機関において、当該保険医療機関の 常勤の麻酔科標榜医の指導の下に、 麻酔を担当する医師が麻酔前後の診 察を行い、硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は マスク又は気管内挿管による閉鎖循環 式全身麻酔を行った場合に算定する。



【麻酔管理料(Ⅱ)】

「算定要件]

- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合している麻酔科を標榜する保険医療機関において、当該保 険医療機関において常態として週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている医師であって、当 該保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医の指導の下に、麻酔を担当するもの(担当医師)又は当該 保険医療機関の常勤の麻酔科標榜医が麻酔前後の診察を行い、担当医師が、硬膜外麻酔、脊椎 麻酔又はマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に算定する。
- 麻酔前後の診察を麻酔科標榜医が行った場合、当該麻酔科標榜医は、診察の内容を担当医師に 共有すること。
- 担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護 師が実施しても差し支えないものとする。また、この場合において、麻酔前後の診察の内容を当該 看護師に共有すること。

「施設基準](新設)

- 担当医師が実施する一部の行為を、麻酔中の患者の看護に係る適切な研修(※)を修了した常勤 看護師が実施する場合にあっては、当該研修を修了した常勤看護師が1名以上配置されていること。
- ※ 保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる麻酔中の患者の看護に係る研修
- 上記の場合にあっては、麻酔科標榜医又は麻酔を担当する当該医師と連携することが可能な体制 が確保されていること。





栄養サポートチーム加算の見直し

栄養サポートチーム加算の見直し

▶ 結核病棟や精神病棟の入院患者に対する栄養面への積極的な介入を推進する観点から栄養サポートチーム加算の対象となる病棟を見直す。

現行

「算定可能病棟」

急性期一般入院料1~7、地域一般入院料1~3、特定機能病院入院基本料(一般病棟)、専門病院入院基本料(7対1、10対1、13対1)、療養病棟入院基本料1、2

ただし、療養病棟については、入院日から起算して6月以内に限り算定可能とし、入院1月までは週1回、入院2月以降6月までは月1回に限り算定可能とする。



改定後

「算定可能病棟」

急性期一般入院料1~7、地域一般入院料1~3、特定機能病院入院基本料(一般病棟)、専門病院入院基本料(7対1、10対1、13対1)、療養病棟入院基本料1、2、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(結核病棟、精神病棟)

ただし、療養病棟、結核病棟、精神病棟については、入院日から起算して6月以内に限り算定可能とし、入院1月までは週1回、入院2月以降6月までは月1回に限り算定可能とする。

医療機関における業務の効率化・合理化

▶ 医療機関における業務の効率化・合理化を促進する観点から、以下のような見直しを行う。

会議や研修の効率化・合理化

会議

・安全管理の責任者等で構成される会議等について、安全管理の責任者が必ずしも対面でなくてよいと 判断した場合においては、ICTを活用する等の対面によらない方法でも開催可能とする。



院内研修

- ・抗菌薬適正使用支援加算に係る院内研修を院内感染対策に係る研修と併せて実施してよいことを明確化。
- ・急性期看護補助体制加算等の看護補助者に係る院内研修の要件を見直す。

院外研修

・一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の院内研修の指導者に係る要件を見直す。

記録の効率化・合理化

診療録

- ・ 栄養サポートチーム加算注2等について、<u>栄養治療実施計画の写しを診療録に添付すれば良い</u>こととし、 診療録への記載を、算定に当たっての留意事項として求めないこととする。
- ・ 在宅療養指導料等について、<u>医師が他の職種への指示内容を診療録に記載</u>することを、算定に当たっての 留意事項として求めないこととする。

レセプト 摘要欄

・画像診断の撮影部位や算定日等について<u>選択式記載</u>とする。

事務の効率化・合理化

- 施設基準の届出について、様式の簡素化や添付資料の低減等を行う。
- <u>文書による患者の同意</u>を要件としているものについて、<u>電磁的記録によるものでもよいことを明確化</u>する。



情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進

情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

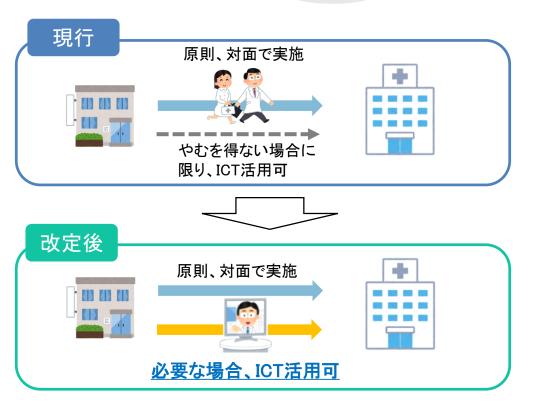
▶ 情報通信機器を用いたカンファレンスや共同指導について、 日常的に活用しやすいものとなるよう、実施要件を見直す。



【対象となる項目】

- 感染防止対策加算
- 入退院支援加算1
- 退院時共同指導料1.2 注1
- 退院時共同指導料2 注3
- 介護支援等連携指導料
- 在宅患者訪問看護・指導料 注9
- · 同一建物居住者訪問看護·指導料 注4
- 在宅患者緊急時等カンファレンス料
- 在宅患者訪問褥瘡管理指導料

(訪問看護療養費における在宅患者緊急時等カンファレンス加算及び退院時共同指導加算も同様)



外来栄養食事指導(情報通信機器の活用)の見直し

外来栄養食事指導料の見直し

▶ 栄養食事指導の効果を高めるため、外来における栄養食事指導における継続的なフォローアップについて、情報通信機器等を活用して実施した場合の評価を見直す。

現行

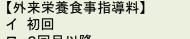
【外来栄養食事指導料】

イ 初回 260点

口 2回目以降 200点

[算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

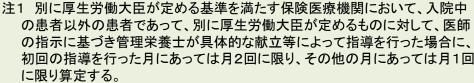


口 2回目以降

(1) 対面で行った場合 200点

(2) 情報通信機器を使用する場合 180点

[算定要件]



改定後

260点

2 <u>口の(2)については、医師の指示に基づき管理栄養士が電話等によって必要な</u> 指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

算定の例

初診 栄養指導 栄養指導(対面)(電話等)

栄養指導 (電話等) 栄養指導 (電話等)

再診※ 栄養指導(対面)

栄養指導 (電話等)

2调

2週

4週

4调

4週

260点

180点

180点

180点

200点



180点



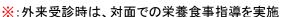












地域の救急医療体制において重要な機能を担う医療機関に対する評価

▶ 地域医療の確保を図る観点から、過酷な勤務環境となっている、地域の救急医療体制において一定の実績を有する医療機関について、適切な労務管理等を実施することを前提として、入院医療の提供に係る評価を新設する。

(新) 地域医療体制確保加算 520点(入院初日に限る)

※ 消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への 特例的な対応として新設(改定率0.08%、公費126億円分を充当)。

「算定要件」

救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3 節の特定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該基準に係る区分に従い、入院 初日に限り所定点数に加算する。

[施設基準]

【救急医療に係る実績】

● <u>救急用の自動車又は救急医療用へリコプターによる搬送件数が、</u> 年間で2,000件以上である(※1)こと。

【病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制】

- 病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者の配置
- 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握
- 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議の設置
- 「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」(※2) の作成、定期的な評価及び見直し
- 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開(当該保険医療機関内に掲示する等)

- ※1 診療報酬の対象とならない医療機関(B水準相当)のうち、を対象として、地域医療介護総合確保基金において、地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関について、医師の労働時間短縮のための体制整備に関する支援を行う。
- ※2 「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」の作成に当たっては、以下ア~キの項目を踏まえ検討し、必要な事項を 記載すること。
 - ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における<u>役</u> 割分担の具体的内容
 - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
 - ウ 勤務間インターバルの確保
 - エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
 - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
 - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
 - キ 短時間正規雇用医師の活用



歯科外来診療における院内感染防止対策の推進

初・再診料の施設基準及び評価の見直し

歯科外来診療における院内感染防止対策を推進する観点から、常勤の歯科医師だけでなく関係する職員を対象とした研修を行うこととし、基本診療料について評価を見直す。

現行

【初診料】

1 歯科初診料 251点

2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 288点

【再診料】

1 歯科再診料 51点 51点 72点

2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 73点



改定後

【初診料】

1 歯科初診料 261点

2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 288点

【再診料】

1 歯科再診料 53点

2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 73点

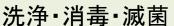
[施設基準(通知)]

(4)職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予 防策等の院内研修等を実施していること。

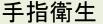


院内感染防止対策

院外研修









環境整備

歯科疾患管理料の見直し

歯科疾患管理料の見直し

▶ 歯科疾患管理料について、初診時に係る評価を見直すとともに、長期的な継続管理について新たな評価を行う。

現行

【歯科疾患管理料】 100点 [算定要件]

注1 1回目の歯科疾患管理料は、継続的な歯科疾患の 管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等 (以下この表において「患者等」という。)の同意を得て 管理計画を作成し、その内容について説明を行った場 合に、初診日の属する月から起算して2月以内1回に 限り算定する。



改定後

【歯科疾患管理料】 100点

注1 1回目の歯科疾患管理料は、歯科疾患の管理が必要な患者に対し、当該患者又はその家族等(以下この部において「患者等」という。)の同意を得て管理計画を作成し、その内容について説明を行った場合に算定する。なお、初診日の属する月に算定する場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

(新)注12 初診日の属する月から起算して6月を超えて歯科疾患の管理及び療養上必要な指導を行った場合は、長期管理加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合

<u>120点</u>

ロ イ以外の保険医療機関の場合

100点



歯周病重症化予防の推進

歯周病重症化予防治療の新設

歯周病安定期治療の対象となっていない歯周病を有する患者に対する継続的な治療について 新たな評価を行う。

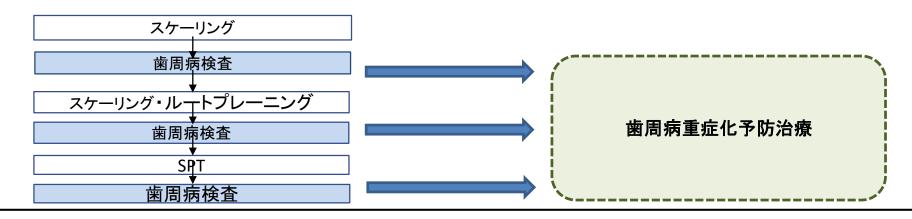
<u>(新)</u>	<u>歯周病重症化予防治療</u>	1	<u>1歯以上10歯未満</u>	150 <u>点</u>
		2	10歯以上20歯未満	200点
		3	20歯以上	300点

[対象患者]

- (1) 歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料を算定している患者であって、2回目以降の歯周病組織検査終了後に、 歯周ポケットが4ミリメートル未満の患者
- (2) 部分的な歯肉の炎症又はプロービング時の出血が認められる状態

[算定要件]

- (1) 2回目以降の区分番号DOO2に掲げる歯周病検査終了後、一時的に病状が改善傾向にある患者に対し、重症化予防を目的として、スケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。
- (2) 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。
- (3) 歯周病安定期治療(I)又は歯周病安定期治療(I)を算定した月は算定出来ない。



歯科固有の技術の評価の見直し等(新機能・新技術)

区分C2(新機能・新技術)で保険適用された新規医療技術②

(新) 象牙質レジンコーティング(1歯につき) 46点



[算定要件]

(1)区分番号MOO1の1に掲げる生活歯歯冠形成を行った場合、当該補綴に係る補綴物の歯冠形成から装着までの一連の行為につき1回に限り 算定する。

(新) 既製金属冠

200点



現行

【歯冠形成(1歯につき)】

1 生活歯歯冠形成

イ 金属冠 306点

口 非金属冠 306点

ハ 乳歯金属冠 120点

2 失活歯歯冠形成

イ 金属冠 166点

口 非金属冠 166点

ハ 乳歯金属冠 114点

改定後

【歯冠形成(1歯につき)】

1 生活歯歯冠形成

イ 金属冠 306点

口 非金属冠 306点

<u>ハ 既製冠 120点</u>

2 失活歯歯冠形成

イ 金属冠 166点

口 非金属冠 166点

ハ 既製冠 114点

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

哺乳完了前の口腔機能の発達不全の管理

A 機能	B 分類	C 項目	該当項目	指導・管理の 必要性
食べる	哺乳	C-1 先天性歯がある C-2 口唇、歯槽の形態に異常がある(裂奇形など) C-3 舌小帯に異常がある C-4 乳首をしっかり口にふくむことができない C-5 授乳時間が長すぎる、短すぎる C-6 哺乳量・授乳回数が多すぎたり少なすぎたりムラがある等 C-7 開始しているが首の据わりが確認できない		
	離乳			
話す	構音機能	C-9 口唇の閉鎖不全がある(安静時に口唇閉鎖を認めない)		
その他	栄養 (体格)	C-10 やせ、または肥満である (カウプ指数: {体重(g)/身長(cm)²} × 10 で評価)* 現在 体重g 身長cm 出生時 体重g 身長cm カウプ指数:		
	その他	C-14 口腔周囲に過敏がある C-15 上記以外の問題点 ()		

* 「上記以外の問題点」とは口腔機能発達評価マニュアルのステージ別チェックリストの該当する項目がある場合に記入する。

【参考】カウプ指数

22以上:肥満、19~22未満:肥満傾向、15~19未満:正常範囲、13~15未満:やせぎみ、10~13未満:やせ

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進

小児口腔機能管理料、口腔機能管理料の新設

▶ 歯科疾患管理料の口腔機能管理加算及び小児口腔機能管理加算について、歯科疾患の継続管理を行っている患者に対する診療実態に合わせて要件等を見直す。

(新) 小児口腔機能管理料

100点

[対象患者]

15歳未満の口腔機能の発達不全を認める患者(咀嚼機能、嚥下機能若しくは構音機能等が十分に発達していない又は正常に 獲得できていない患者)

「算定要件]

区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定している患者であって、口腔機能の発達不全を有する15歳未満の小児に対して、口腔機能の獲得を目的として、当該患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新) 口腔機能管理料

<u>100点</u>

[対象患者]

歯の喪失や加齢、全身的な疾患等により口腔機能の低下を認める患者(口腔衛生状態不良、口腔乾燥、咀嚼能力低下、舌口唇運動機能低下、咬合力低下、低舌圧又は嚥下機能低下の7項目のうちいずれか3項目以上に該当する患者)

「算定要件」

区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料を算定している患者であって、口腔機能の低下を来しているものに対して、口腔機能の回復又は維持を目的として、患者等の同意を得て、当該患者の口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

ライフステージに応じた口腔機能管理の推進(検査)

口腔機能に関する検査の新設等

▶ 口腔機能の評価を行うための口唇閉鎖力検査を行った場合の評価を新設する。

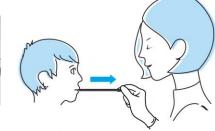
(新) 小児口唇閉鎖力検査(1回につき)

100点

「算定要件]

- (1)小児口唇閉鎖力検査とは、口唇閉鎖力測定器を用いて、口唇閉鎖力を測定する検査をいう。
- (2) 当該検査は、問診、口腔内所見又は他の検査所見から口腔機能の発達不全が疑われる患者に対し、口腔機能発達不全症の診断を目的として実施した場合に算定する。なお、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料、C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料又は区分番号C001-6に掲げる小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料を算定し、継続的な口腔機能の管理を行っている患者について、3月に1回に限り算定する。





口腔機能の評価を行うための舌圧検査の算定頻度についての要件を見直す。

現行

【舌圧検査】

[算定要件]

注1 舌圧測定を行った場合は、6月に1回に限り算定する。



改定後

【舌圧検査】 「算定要件]

注1 舌圧測定を行った場合は、3月に1回に限り算定する。

非傾向摂取患者に対する口腔管理の推進

非経口摂取患者口腔粘膜処置の新設

経口摂取が困難な療養中の患者に対する剥離上皮膜の除去等を評価する。

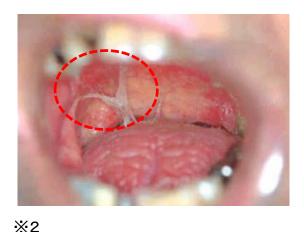
(新) 非経口摂取患者口腔粘膜処置(1口腔につき)

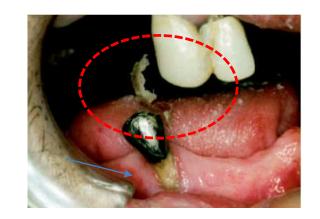
100点

「算定要件〕

(1)歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔清掃用具等を用いて口腔の剥 離上皮膜の除去を行った場合に、月2回に限り算定する。

[対象患者]]経管栄養等を必要とする、経口摂取及び患者自身による口腔清掃が困難な療養中の患者であって、口腔内に剥 離上皮膜の形成を伴うもの。







※1 入院患者における専門的口腔ケアを必要とした2症例 野津真波(国診協研修会資料より引用) ※2、3 要介護高齢者の口腔ケアにおけるオーラルアクアジェルの臨床応用 阪口英夫

X3

第3部「検査」における評価の見直し

睡眠時歯科筋電図検査

睡眠時のブラキシズム(歯ぎしり)の評価を行うための検査を行った場合の評価を新設する。

(新) 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき)

580点

[算定要件]

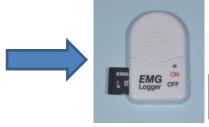
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、睡眠時筋電図検査を行った場合に算定する。

(1)睡眠時歯科筋電図検査は、問診又は口腔内所見等から歯ぎしりが強く疑われる患者に対し、診断を目的として、夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。なお、検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」(令和2年3月日本歯科医学会)を遵守すること。

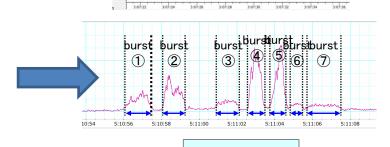
「施設基準]

- 二十 睡眠時歯科筋電計検査の施設基準
- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。









装置の回収

解析

歯科固有の技術の評価の見直し(歯冠修復及び欠損補綴)

第12部「歯冠修復及び欠損補綴」における評価の見直し

▶ 在宅療養中の患者に対するシリコーン印象材による咬合印象法についての評価を新設する。

<u>(新) 咬合印象</u>

140点

[算定要件]

咬合印象とは、在宅等において療養を行っている通院困難な患者に対し、臼歯部における垂直的咬合関係を有する臼歯の歯冠修復(ただし、単独冠に限る。)に対して、歯科用シリコーン印象材を用いて咬合印象を行った場合をいう。なお、当該処置を行った場合、区分番号M006に掲げる咬合採得は所定点数に含まれ別に算定できない。



咬合印象用トレーを用い ての印象採得



印象体 ※対合歯と咬合している部 分は印象材が薄くなる





咬合器装着

調剤医療費の推移

- 〇 平成30年度の概算医療費は約42.6 兆円であった。
- 〇 調剤医療費は約7.5兆円で、その内訳は、薬剤料が約5.5兆円、技術料が約1.9兆円であった。



医療費の動向、調剤医療費の動向(厚生労働省保険局調査課)を基に作成

※医科(入院外、入院)及び歯科には、薬剤料が含まれる。

患者のための薬局ビジョンの策定経緯とその後の動き

平成27年3月 規制改革会議 公開ディスカッション (医薬分業のあり方に関して議論)

規制改革会議公開ディスカッションにおける論点(抜粋)

院内処方として医薬品を医療機関で受け取るよりも、院外処方として薬局で受け取る方が、患者の 負担額は大きくなるが、負担の増加に見合うサービスの向上や分業の効果などが実感できないとの指摘 もある。

平成27年10月 患者のための薬局ビジョンの策定

- 患者本位の医薬分業の実現に向けて、「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進。
- ▶ また、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき機能として、「健康サポート機能」と「高度薬学管理機能」を提示。

平成28年4月以降



診療報酬上の対応 平成28年度改定 平成30年度改定



薬機法の改正改正薬機法が令和元年12月に公布※地域連携薬局、専門医療機関連携薬局

薬機法等制度改正に関するとりまとめ(抄)

(平成30年12月25日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会)

(前略)今回、本部会では、薬剤師・薬局のあり方と併せて医薬分業のあり 方に関して議論してきたが、医薬分業により、医療機関では医師が自由に 処方できることや医薬品の在庫負担がないことに加え、複数の医療機関を 受診している患者について重複投薬・相互作用や残薬の確認をすること で、患者の安全につながっているという指摘がある一方で、現在の医薬分 業は、政策誘導をした結果の形式的な分業であって多くの薬剤師・薬局に おいて本来の機能を果たせておらず、医薬分業のメリットを患者も他の職 種も実感できていないという指摘や、単純に薬剤の調製などの対物中心の 業務を行うだけで業が成り立っており、多くの薬剤師・薬局が患者や他の 職種から意義を理解されていないという危機感がないという指摘、さらに は、薬剤師のあり方を見直せば医薬分業があるべき姿になるとは限らず、 この際院内調剤の評価を見直し、院内処方へ一定の回帰を考えるべきで あるという指摘があった。このことは関係者により重く受け止められるべき である。(後略)

令和2年度調剤報酬改定のポイント

かかりつけ機能の評価

> 重複投薬解消に対する取組の評価

- 患者の服薬情報を一元的に把握し、重複投薬等の有無の確認等を行った上で、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行った場合を評価
- > 地域支援体制加算の要件の見直し
 - 調剤基本料1の薬局では、医療機関への情報提供等の実績要件を追加
 - 調剤基本料1以外の薬局では、麻薬の管理指導の実績要件を見直すな ど、一部要件を緩和

▶ かかりつけ薬剤師指導料の評価の拡充

> 同一薬局の利用推進

- 薬剤服用歴管理指導料の点数が低くなる再来局期間を6月から3月に短縮し、評価を引上げ
- 患者が複数の医療機関の処方箋をまとめて提出した場合に、2枚目以降 の調剤基本料の点数を一定程度低くする
- 患者が普段利用する薬局のお薬手帳への記載を促す

対物業務から対人業務への構造的な転換

【対人業務の評価の拡充】

- ▶ がん患者に対する質の高い医療の提供の評価
 - ①患者の治療計画書等を踏まえた服薬指導を行い、②次回の診療時までの患者の状況を医療機関に情報提供する取組を評価
- 喘息等の患者に対する丁寧な服薬指導の評価
 - 吸入薬の使用方法について、文書に加え、練習用吸入器を用いた実技 指導を行い、医師に結果を報告することなどを評価
- > 糖尿病患者に対する調剤後の状況の確認等の評価
 - インスリン等の糖尿病治療薬の調剤後に、電話等で服用状況や副作用等を確認し、医師に結果を報告することなどを評価

【対物業務等の評価の見直し】

- > 調剤料(内服薬)の見直し
 - 日数に比例した①1~7日分、②8~14日分の点数をそれぞれ定額化
 - 15日分以上の点数も一定程度引き下げ、全体として適正化
- > 調剤基本料の見直し
 - 処方箋の集中率が95%を超え、かつ、1月あたりの処方箋の受付回数が一定以上(※)の場合の点数を引下げ
 - ※ ①1店舗で1,800回を超える場合、又は②同一グループ全体で3万5千回を 超える場合
 - 特別調剤基本料について、診療所敷地内薬局を対象に追加し、点数を引下げ

在宅業務の推進

- > 緊急訪問の評価の拡充
 - 計画的な訪問薬剤管理指導の対象とはなっていない疾患等の対応で、 緊急に訪問薬剤管理指導を行った場合を評価
- > 経管投薬の患者への服薬支援の評価
 - 簡易懸濁法(錠剤等を粉砕せず、お湯で溶かし、経管投薬する方法)を 開始する患者に必要な支援を行った場合を評価

ICTの活用

- 外来患者及び在宅患者へのオンライン服薬指導の評価
 - 薬機法改正でオンライン服薬指導が認められることを踏まえた対応

後発医薬品の使用推進

- 後発医薬品の調剤数量割合が高い薬局の評価
 - ①後発医薬品の調剤数量割合が75%~80%の区分の点数を引下げ、②調剤数量 割合が85%以上の区分の点数を引上げ
 - 後発医薬品の調剤数量割合が低い場合の減算規定の範囲を拡大(20%→40%)

残薬への対応の推進

- 薬局から医療機関への残薬に係る情報提供の推進
 - お薬手帳により残薬の状況を医療機関に情報提供する規定を薬剤服用歴管理指 導料の要件に追加
 - ・ 医師の指示による分割調剤を行う際、服薬情報等提供料を分割回数で除した点数ではなく、通常の点数(30点)を算定できることとする **6**

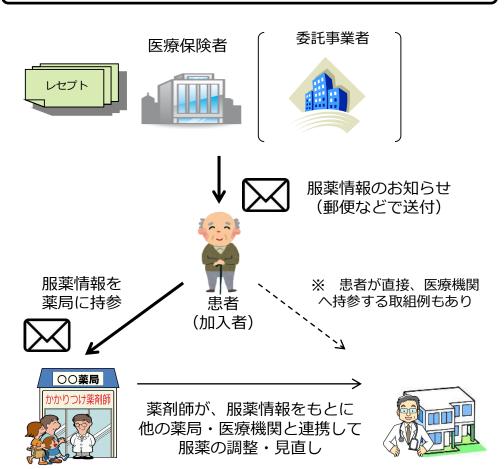
保険者による現行の取組例

2018年4月19日 経済·財政一体改革推進委員会 社会保障WG厚労省資料

○ 保険者は、レセプト情報により患者(加入者)の服薬状況を把握できるため、それを活用して多剤・重複投薬されている 者を抽出して取組を実施することが可能。対象の加入者に個別に訪問・指導を行う取組も行われている。

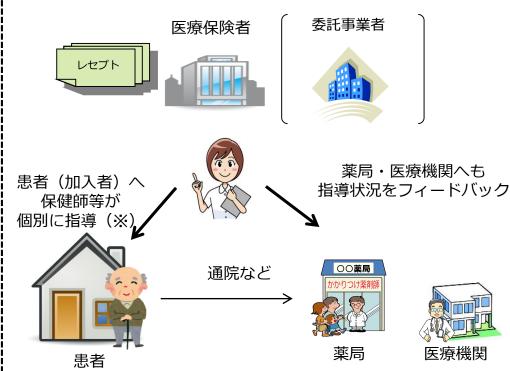
医療機関

対象の加入者に服薬情報を通知するパターン



薬局

対象の加入者に個別に訪問・指導するパターン



- (※) 重複・多剤服薬の指導を、薬の飲み残しや生活習慣の見直し の指導等とあわせて実施する取組例もある。
- (※) 服薬指導を、患者が利用する薬局(薬剤師)に直接委託する ことで、効果的に調剤・処方の見直しへつなげる取組例もあ る。

薬局における対人業務の評価の充実(1)

外来患者への重複投薬解消に対する取組の評価

▶ 複数の医療機関を受診する患者の重複投薬の解消を推進する観点から、薬局において患者の 服薬情報を一元的に把握し、重複投薬の有無の確認等を行った上で、処方医に重複投薬等の 解消に係る提案を行う取組について新たな評価を行う。

服用薬剤調整支援料2 100点 (3月に1回まで)

「算定要件〕

複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬が処方されていた患者について、患者等の求めに応じて、①当該患者の服用 中の薬剤について一元的把握を行うとともに、②重複投薬等のおそれがある場合には、重複投薬等の解消に係る提案(※)を検 討し、当該提案や服用薬剤の一覧を含む報告書を作成し、処方医に送付した場合に算定する。

※ 重複投薬の状況や副作用の可能性等を踏まえ、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案



相談

【対象患者】 合計6種類以上の薬剤

が処方されている患者

①患者の服用薬を一元 的に把握

薬局

②重複投薬等の解消に 係る提案を作成

報告書の送付

<報告内容(例)>

- ・受診中の医療機関、診療科等
- ・服用中の薬剤の一覧(処方背景含む)
- 重複投薬の状況
- 副作用のおそれがある症状及び関連す る薬剤
- その他(残薬の状況等)
- 上記を踏まえた、処方変更の提案



の変更を検 処方 時に 処 方

次 回

0

65

薬局と医療機関の連携による重複投薬等への対応(広島市)

○ 広島市では、服薬情報通知書に加え、薬局の「服薬状況レポート」を活用した重複投薬の解消等の取組が行われている。

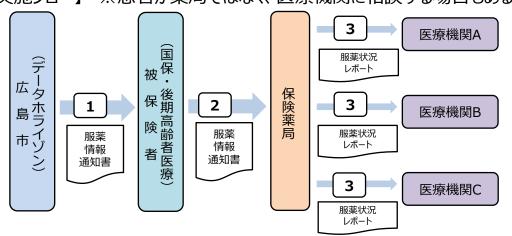
1. 対象患者

○ 国保及び高齢者医療の被保険者で65歳以上、かつ、複数の医療機関から、月14日分以上の内服薬が9種類以上(平成30 年度は10種類以上)処方されている患者

2. 実施手順

- ① 対象患者を抽出し、服薬情報を記載した「服薬情報通知書」を送付し、かかりつけの医師・薬剤師への相談を促す
- ② お知らせを受けた患者は、かかりつけ薬局等に「服薬情報通知書」を提示する
- ③ 薬局は「服薬状況レポート」を作成し、医療機関へ送付する(問題があれば医師に処方の見直しの提案を行う)
- ④ 医師は、服薬状況レポートを活用し、処方の見直し等を行う

【実施フロー】 ※患者が薬局ではなく、医療機関に相談する場合もある



【薬局が作成する服薬状況レポートの内容例】

- **副作用**(高齢者に多い薬の副作用(食欲低下、ふらつき・転倒、排尿障害、便秘、物忘れ、うつ、せん妄) について聞取り)
- 残薬の状況
- 重複投与
- 相互作用
- 慎重投与

出典:広島市域薬剤師会及び株式会社データホライゾン提供資料に基づき医療課が作成

かかりつけ薬剤師指導料等の評価

対物業務から対人業務への転換を進める観点から、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について、患者のプライバシーに配慮や残薬への対応に関する要件を見直すとともに評価を見直す。

現行

【かかりつけ薬剤師指導料】 【かかりつけ薬剤師包括管理料】 <u>73点</u> 281点

[施設基準] (新設)

【薬剤服用歴管理指導料※】

[算定要件]

- (1) エ 残薬の状況については、患者ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき、患者又はその家族等から確認し、残薬が確認された場合はその理由も把握すること。また、残薬が相当程度認められると判断される場合には、処方医に対して連絡、投与日数等の確認を行うよう努めること。
- ※ かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して薬剤服用歴管理指導料に 係る業務を実施した上で患者の理解に応じた適切な服薬指導等を行 うこととされている。

見直し後

【かかりつけ薬剤師指導料】76点【かかりつけ薬剤師包括管理料】291点

[施設基準]

<u>患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを</u>有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。

【薬剤服用歴管理指導料※】

[算定要件]

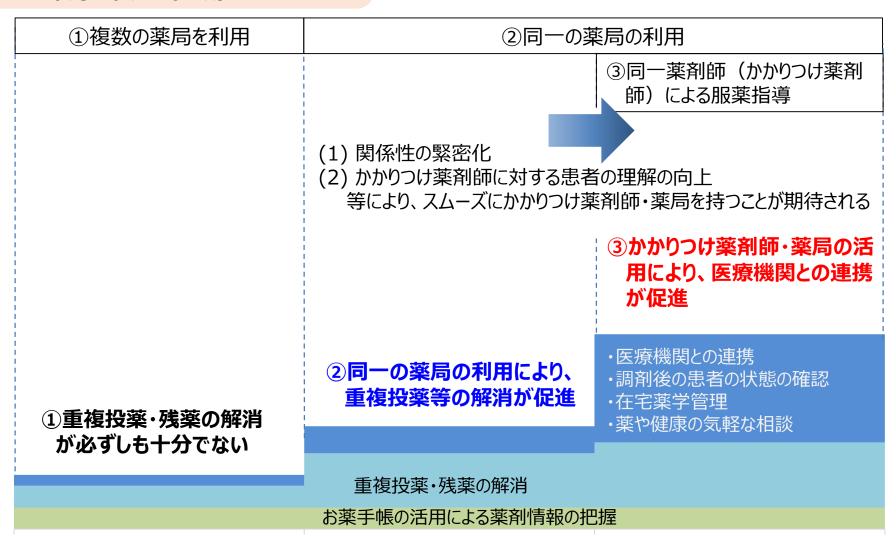
(1)エ 残薬の状況については、患者ごとに作成した薬剤服用歴の記録に基づき、患者又はその家族等から確認し、残薬が確認された場合はその理由も把握すること。患者に残薬が一定程度認められると判断される場合には、患者の意向を確認した上で、患者の残薬の状況及びその理由を患者の手帳に簡潔に記載し、処方医に対して情報提供するよう努めること。また、残薬が相当程度認められると判断される場合には、処方医に対して連絡、投与日数等の確認を行うよう努めること。



同一の薬局の利用による重複投薬等の解消、かかりつけ薬剤師・薬局の推進

- 同一の薬局の利用による薬剤の一元的な把握等により、重複投薬や残薬の解消が期待できる。
- さらに、同一の薬局を繰り返し利用することは、(1)患者と薬剤師との関係性の緊密化、(2)かかりつけ薬剤師に対する患者の理解の向上等につながり、将来的に患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つことが期待される。

同一の薬局の利用による効果のイメージ



同一薬局の利用推進

- ▶ 薬剤服用歴管理指導料の点数が低くなる規定について、再度の来局の期間を「原則6月以内」 から「原則3月以内」に短縮するとともに、対象を調剤基本料1以外にも拡大。
- ▶ 調剤基本料について、同一患者から異なる医療機関の処方箋を同時にまとめて複数枚受け付けた場合、2回目以上の受付分については所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。
- ▶ 医療機関等から薬局への連絡を円滑に行うため、患者が普段利用する薬局の名称をお薬手帳に記載するよう患者に促す規定を追加する。

現行

		調剤基本料1の薬局	調剤基本料1以外	
6ヶ月以内の再度の来局	手帳あり	41点		
	手帳なし	口。上	53点	
6ヶ月以内の再度の来局でない	手帳あり/なし	53点		

令和2年度改定

		<u> </u>		
		調剤基本料1の薬局 調剤基本料1以外		
3ヶ月以内 の再度の来局	手帳あり	<u>43点</u>		
	手帳なし	C7上		
3ヶ月以内の再度の来局でない 手帳あり/		<u>57点</u>		

地域支援体制加算の見直しについて

令和2年度改定の内容

- 実績要件について、調剤基本料1では要件を強化、一方、調剤基本料1以外では一部要件を緩和
- 地域支援体制加算の評価の引き上げ(35点 → 38点)

<主な要件の見直し内容>

調剤基本料1:在宅訪問薬剤管理の回数の見直し、①医療機関への情報提供又は②地域ケア会議等の参加の実績を追加 調剤基本料1以外:麻薬に係る実績等を緩和。また、地域ケア会議等への参加を要件に追加し、9要件のうち8つを満たすこととする

)地域支援体制加算の実績要件

調剤基本料1の場合

以下の基準を全て満たすこと

- 麻薬小売業者の免許を受けていること
- 在宅患者薬剤管理の実績 1回以上
- かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っていること



- ※ 2 同等の業務を行った場合を含む。
- 調剤基本料1以外の場合

以下の基準を全て満たすこと

- 夜間・休日等の対応実績 400回以上
- 麻薬管理指導加算の実績 10回以上
- 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40回以上
- かかりつけ薬剤師指導料等の実績 40回以上
- 外来服薬支援料の実績 12回以上
- 服用薬剤調整支援料の実績 1回以上 6
- 単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績 12回以上
- 服薬情報等提供料の実績 60回以上



以下の基準のうち1~3を満たした上で、4又は5を満たすこと。 (1薬局あたりの年間の回数)

- 麻薬小売業者の免許を受けていること
- 2 在宅患者薬剤管理の実績 12回以上 ※1
- 3 かかりつけ薬剤師指導料に係る届出を行っていること
- 服薬情報等提供料の実績 12回以上 ※2
- 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修 認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に1回
- 以上出席していること。

以下の基準のうち8つ以上の要件を満たすこと。

(1~8は常勤薬剤師1人あたりの年間回数、9は薬局あたりの年間の 回数)

- (変更なし)
- 2 麻薬の調剤実績 10回以上
- 3 (変更なし)
- 4 (変更なし)
- 5 (変更なし)
- 6 (変更なし)
- 単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績 12回以上 ※1
- 認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に5回 以上出席していること。

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ -10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評 価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 一①

地域医療に貢献する薬局の評価

薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価とする観点から、地域支援体制加算の実績要件や評価を見直す。

地域支援体制加算

35点 → 38点

○地域支援体制加算の施設基準

(1)地域医療に貢献する体制を有することを示す実績

(2) 患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っている

- (3) 患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する情報を提供している
- (4)一定時間以上の開局
- (5)十分な数の医薬品の備蓄、周知
- (6)薬学的管理・指導の体制整備、在宅に係る体制の情報提供
- (7)24時間調剤、在宅対応体制の整備
- (8)在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制
- (9)保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- (10) 医療安全に資する取組実績の報告
- (11)集中率85%超の薬局は、後発品の調剤割合50%以上

[経過措置]

調剤基本料1を算定する保険薬局に適用される実績要件は令和3年4月1日よ り適用。令和3年3月31日までの間は現在の規定を適用する。

※青字は変更部分

- 〇 調剤基本料1を算定している保険薬局
- 以下の基準のうち①~③を満たした上で、④又は⑤を満たすこと。
- (1薬局あたりの年間の回数)
- ① 麻薬小売業者の免許を受けていること。
- ② 在宅患者薬剤管理の実績 12回以上 ※1
- ③ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出を行っていること。
- ④ 服薬情報等提供料の実績 12回以上 ※2
- ⑤ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研 修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に 1回以上出席
- 〇 調剤基本料1以外を算定している保険薬局

以下の基準のうち8つ以上の要件を満たすこと。

- (①~⑧は常勤薬剤師1人あたりの年間回数、⑨は薬局あたりの年間の回数)
- ① 夜間・休日等の対応実績

400回以上

② 麻薬の調剤実績

10回以上 40回以上

④ かかりつけ薬剤師指導料等の実績

③ 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績

40回以上

⑤ 外来服薬支援料の実績

12回以上 1回以上

⑥ 服用薬剤調整支援料の実績

⑦ 単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績

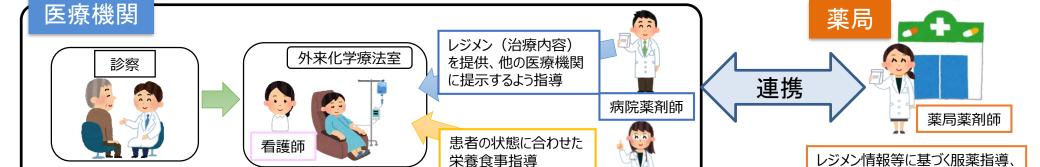
12回以上 ※1

⑧ 服薬情報等提供料の実績

60回以上 ※2

- 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研 修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に 5回以上出席
- ※1 在宅協力薬局として実施した場合(同一グループ内は除く)や同等の 業務を行った場合を含む。
- ※2 同等の業務を行った場合を含む。

外来がん化学療法の質向上のための総合的な取組



質の高い外来がん化学療法の評価

(新) 連携充実加算 150点(月1回)

▶ 患者にレジメン(治療内容)を提供し、 患者の状態を踏まえた必要な指導を 行うとともに、地域の薬局薬剤師を対 象とした研修会の実施等の連携体制 を整備している場合の評価を新設。

外来栄養食事指導料の評価の 見直し

管理栄養十

▶ 外来化学療法の患者は、副作用による体調不良等により、栄養食事指導を計画的に実施することができないことから、患者個々の状況に合わせたきめ細やかな栄養管理が継続的に実施できるよう、外来栄養食事指導料について、要件を見直す。

薬局でのレジメンを活用した薬 学的管理等の評価

バック

医療機関へ必要な情報をフィード

(新) 特定薬剤管理指導加算2 100点(月1回)

以下の取組を評価

- ▶ 患者のレジメン等を把握した上で 必要な服薬指導を実施
- ▶次回の診療時までの患者の状況を 確認し、その結果を医療機関に 情報提供

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ-10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するた めの所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 -2

薬局における対人業務の評価の充実 ②

がん患者に対する薬局での薬学的管理等の評価

薬局が患者のレジメン(治療内容)等を把握した上で必要な服薬指導を行い、次回の診療時までの患者の状況を確認し、 その結果を医療機関に情報提供した場合について新たな評価を行う。

(新) 薬剤服用歴管理指導料 特定薬剤管理指導加算2 100点(月1回まで)

「対象患者]

連携充実加算を届け出ている保険医療機関で抗悪性腫瘍剤を注射された患者であって、当該保険薬局で抗悪性腫瘍剤や制吐剤等 の支持療法に係る薬剤の調剤を受ける患者

「算定要件」

①レジメン(治療内容)等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行うとともに、②電話等により、抗悪性腫瘍剤及び制吐剤等の支持 療法に係る薬剤に関し、服用状況や副作用の有無等を患者等に確認し、③その結果を踏まえ、当該保険医療機関に必要な情報を文書 により提供した場合に算定する。

「施設基準〕

- (1) パーテーション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること。
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に年1回以上参加していること。
 - ※ 経過措置として、令和2年9月30日までの間は、研修会への参加の基準は満たしているものとして取り扱う。

医療機関



外来化学療法室 看護師

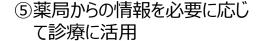
①患者がレジメン等を持参

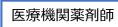
※公開されたレジメン情報や 研修会を薬局が活用

4確認結果をフィードバック



- ②レジメン等に基づく服薬指導
- ③患者の服薬状況、副作用の 有無等を確認





令和2年度診療報酬改定 Ⅱ -10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 -②

薬局における対人業務の評価の充実 ③

吸入薬指導加算

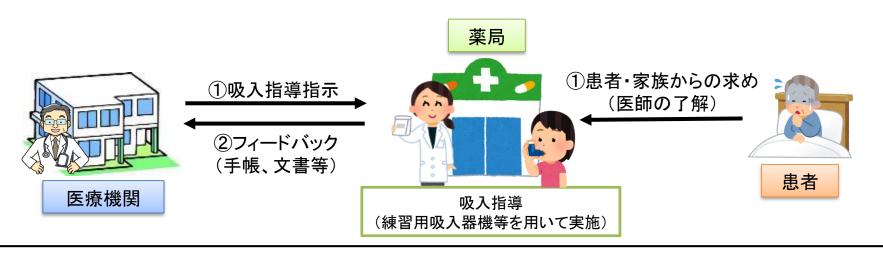
喘息等の患者について、医師の求めなどに応じて、吸入薬の使用方法について、文書での説明に加え、練習用吸入器を用いた実技指導を行い、その指導内容を医療機関に提供した場合の評価を新設する。

(新) 薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算 30点(3月に1回まで)

[算定要件]

喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者であって吸入薬の投薬が行われている患者に対して、当該患者等の求めに応じて、

- ① 文書及び練習用吸入器等を用いて吸入手技の指導を行い、患者が正しい手順で吸入薬が使用されているか否かの確認、
- ② 保険医療機関に必要な情報を文書により提供 等した場合に算定する。
 - ※ 保険医療機関への情報提供は、手帳による情報提供でも差し支えない。



74

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ-10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 -②

薬局における対人業務の評価の充実 ④

調剤後薬剤管理指導加算

▶ 地域において医療機関と薬局が連携してインスリン等の糖尿病治療薬の適正使用を推進する 観点から、医師の求めなどに応じて、地域支援体制加算を届け出ている薬局が調剤後も副作 用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を医師に情報提供した場合を新たな評価。

(新) 薬剤服用歴管理指導料 調剤後薬剤管理指導加算 30点(月1回まで)

[対象保険薬局]

地域支援体制加算を届け出ている保険薬局

[対象患者]

インスリン製剤又はスルフォニル尿素系製剤(以下「インスリン製剤等」という。)を使用している糖尿病患者であって、新たに インスリン製剤等が処方されたもの又はインスリン製剤等に係る投薬内容の変更が行われたもの

[算定要件]

患者等の求めに応じて、

- ① 調剤後に電話等により、その使用状況、副作用の有無等について患者に確認する等、必要な薬学的管理指導
- ② その結果等を保険医療機関に文書により情報提供を行った場合に算定する。



令和2年度診療報酬改定 II - 10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 - ②

薬局における対人業務の評価の充実 ⑤

薬剤服用歴管理指導料

- 1. 薬剤服用歴管理指導料の点数が低くなる規定について、再度の来局の期間を「原則6月以内」から「原則3 月以内」に短縮するとともに、対象を調剤基本料2、調剤基本料3にも拡大する。
- 2. 同一薬局の利用推進及び対物業務から対人業務への構造転換の観点から、評価を見直す。
- 3. 医療機関と薬局が連携による残薬への対応を推進する観点から、お薬手帳による医療機関への情報提供 を推進する規定を要件に追加する。
- 4. 医療機関等から薬局への連絡を円滑に行うため、患者が普段利用する薬局の名称をお薬手帳に記載※するよう患者に促す規定を追加する。 ※お薬手帳への患者が日常的に利用する保険薬局の名称等の

薬剤服用歴管理指導料の区分等の見直しの全体像

※お薬手帳への患者が日常的に利用する保険薬局の名称等の 記載を促すにあたり、お薬手帳の要件としてこれらの記載欄 があることを求める。ただし、記載欄に係る要件については、 令和3年3月31日までの間は適用しない。

	現行		
1	原則6月以内に再度処方箋を持参した 患者に行った場合 ※ 手帳を持参していない患者又は調剤基本料1 以外の調剤基本料を算定する薬局に処方箋を持参 した患者は、53点を算定。	<u>41点</u>	
2	1の患者以外の患者に対して行った場合	<u>53点</u>	
3	特別養護老人ホーム入所者に対して 行った場合	<u>41点</u>	

 原則3月以内に再度処方箋を持参した 患者に行った場合 ※ 手帳を持参していない患者は、57点を算定。 1の患者以外の患者に対して行った場合 特別養護老人ホーム入所者に対して 行った場合 オンライン服薬指導を行った場合 43点 43点 		見直し後	
合	1	患者に行った場合	43点
行った場合	2		<u>57点</u>
<u>4</u> オンライン服薬指導を行った場合 <u>43点</u>	3		43点
	<u>4</u>	オンライン服薬指導を行った場合	<u>43点</u>

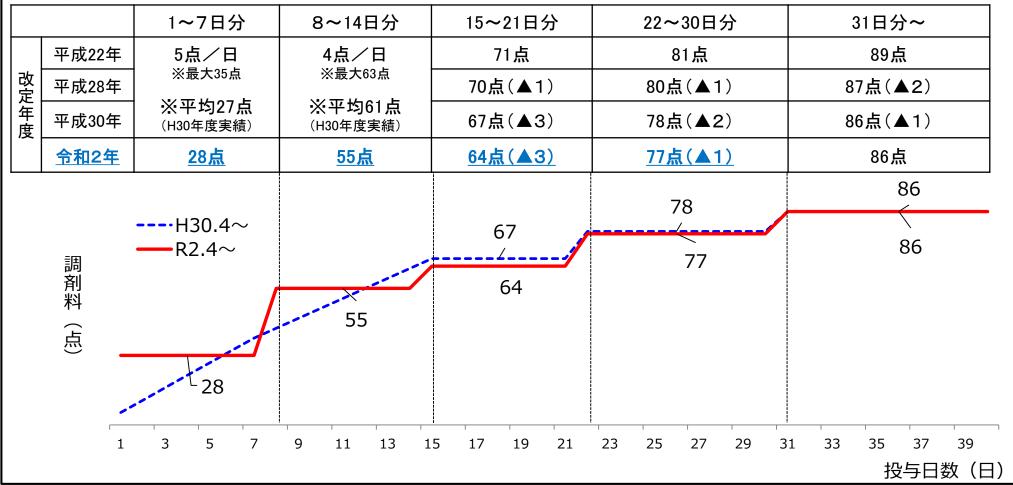
平 成 28 年	平成28年度診療報酬改定の影響について、調査・検証を行う。特に、かかりつけ薬剤師による服薬状況の一元的・継続的把握、服薬指導等への評価の新設を含む調剤報酬については、患者本位の医薬分業の実現の観点から、改定内容の「見える化」や効果の検証等を実施する。
平 成 29 年	調剤報酬については、薬剤の調製などの対物業務に係る評価の適正化を行うとともに、在宅訪問や残薬解消などの対人業務を重視した評価を、薬局の機能分化の在り方を含め検討する。これらの見直しと併せて、様々な形態の保険薬局が実際に果たしている機能を精査し、それに応じた評価を更に進める。
年 平 成 30	患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。
令和元年	調剤報酬について、2018年度診療報酬改定の影響の検証やかかりつけ機能の在り方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や、対物業務から対人業務への構造的な転換の推進やこれに伴う所要の適正化等、2020年度診療報酬改定に向け検討する。その際、医療機関及び薬局における調剤の実態や報酬体系を踏まえ、調剤料などの技術料について、2018年度診療報酬改定の影響や薬剤師の業務の実態も含めた当該技術料の意義の検証を行いつつ適正な評価に向けた検討を行う。

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ - 10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 -②

調剤料の見直し

調剤料(内服薬)の見直し

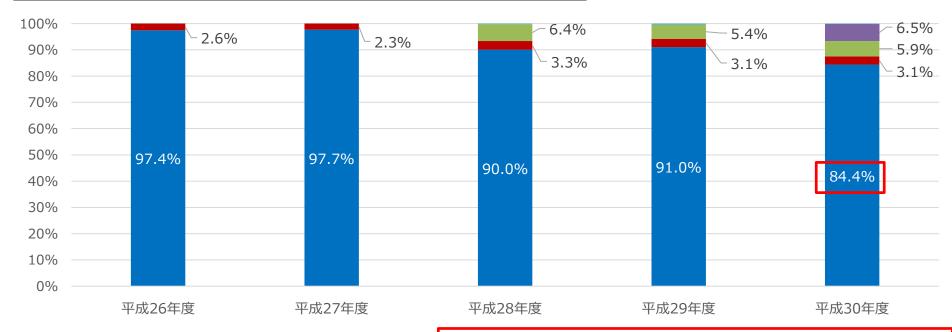
対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるため、内服薬の調剤料について評価を見直す。



調剤基本料の構成比の推移等

- 調剤基本料1を算定する薬局の割合は減少しており、平成30年度末では約84%であった。
- 算定回数については、調剤基本料1の占める割合は平成30年度では約77%であった。

各調剤基本料の構成比の推移(各年度末時点の施設基準の届出状況)



> 各調剤基本料の算定回数の割合(平成30年6月審査分)



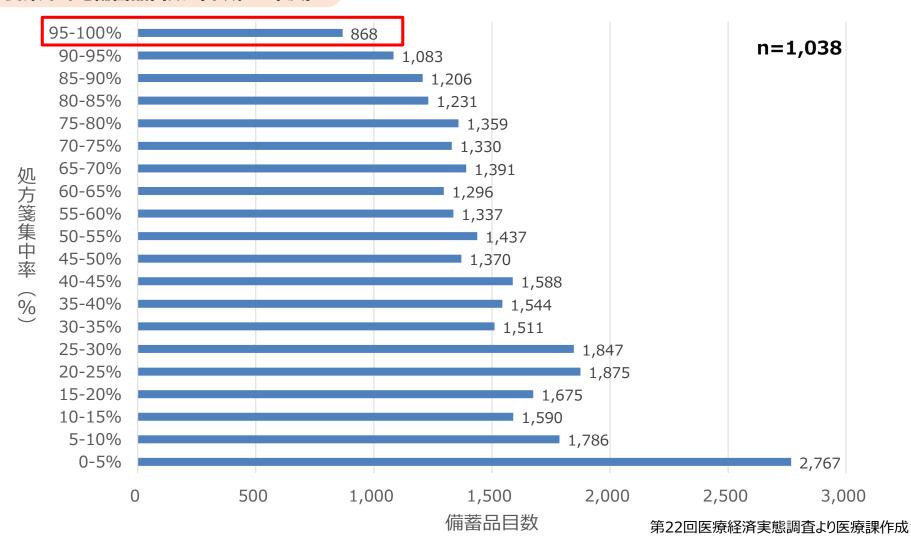
- ■調剤基本料 通常(41点)(~平成27年度)
- ■調剤基本料1(41点)(平成28年度~)
- ■調剤基本料 特例(25点)(~平成27年度)
- ■調剤基本料 2 (25点) (平成28年度~)
- ■調剤基本料 3 (20点) (平成28~29年度) / 調剤基本料 3 イ(20点) (平成30年度~)
- 調剤基本料 3 イ(20点) (平成30年度~) ■調剤基本料 4 (31点) (平成28~29年度)
- ■調剤基本料3口(15点)(平成30年度~)
- ■特別調剤基本料(15点) (平成28~29年度)/ 特別調剤基本料(10点) (平成30年度~)

出典:

医療経済実態調査の特別集計(集中率と医薬品備蓄品目数)

- 集中率が高くなるにつれて医薬品の備蓄品目数が少なくなる。
- 特に集中率95%以上では備蓄品目数が少ない。

処方箋集中率と備蓄品目数(平成30年度)

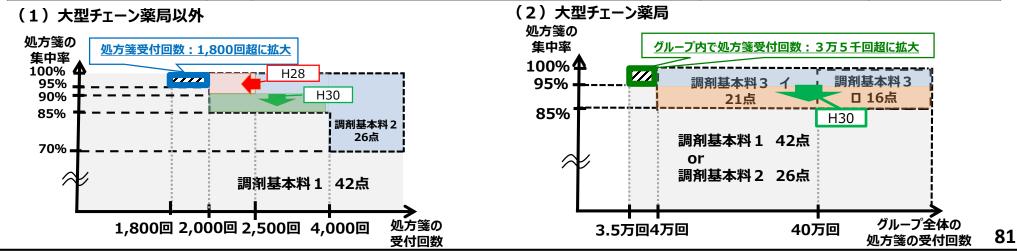


調剤基本料の見直し①

処方箋の集中率が著しく高い薬局の調剤基本料の見直し

▶ 特定の医療機関からの処方箋の受付割合が95%を超え、かつ、処方箋の受付回数が一定程度ある薬局について、医薬品の 備蓄の効率性や医療経済実態調査における損益率の状況等を踏まえ、調剤基本料2又は調剤基本料3の対象とする。

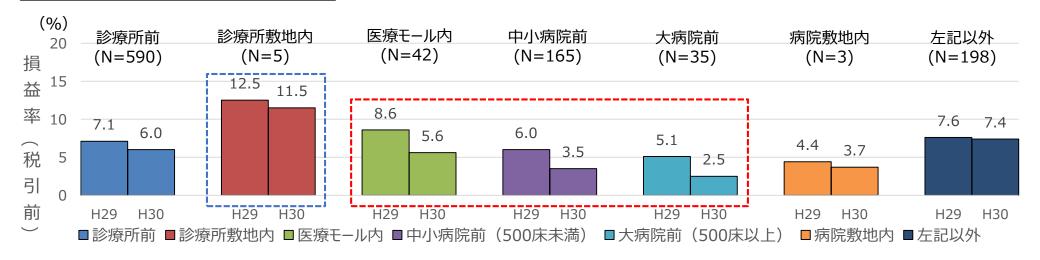
		要件		点数
		処方箋受付回数等	処方箋集中率	点 数
調剤基本料1		調剤基本料2、調剤基本料3及び特別調剤基本料以外		42点
調剤基本料2		①処方箋受付回数が月2,000回超~4000回 ②処方箋受付回数が月4,000回超 (新)③処方箋受付回数が1,800回超~2,000回 ④特定の医療機関からの処方箋受付枚数が4,000回超	①85%超 ②70%超 <u>③95%超</u> ④ —	26点
調剤基本料3	1	(新)同一グループで処方箋受付回数が月3万5千回超~4万回	95%超	21点
※ 右記のほか、特定の保険医 療機関との間で不動産取引が	1	同一グループで処方箋受付回数が 月4万回超~40万回	050/ †7	21
あるもの。	П	同ーグループで処方箋受付回数が 月40万回超	85%超	16点

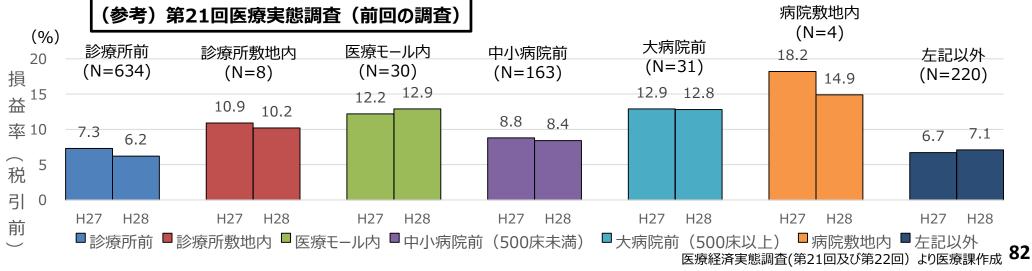


薬局の立地別の損益率

- 平成30年度改定後の損益率の減少幅は、医療モール内、中小病院前、大病院前の薬局で大きかった。
 - 回答のあった薬局数は少ないものの、診療所敷地内の薬局の損益率が高かった。

第22回医療実態調査(今回の調査)





令和2年度診療報酬改定 II - 10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 - ③

調剤基本料の見直し②

いわゆる同一敷地内薬局等の調剤基本料の見直し

▶ 特別調剤基本料について、診療所と不動産取引等その他の特別な関係がある診療所敷地内の薬局等を対象に追加する。さらに、処方箋集中率の基準を引き下げ、点数も引き下げる。

現行

病院敷地内の薬局 等 特別調剤基本料 11点

病院と不動産取引等その他の特別な関係: 有

処方箋集中率<u>95%</u>超



改定後

病院敷地内の薬局等

特別調剤基本料 9点

医療機関と不動産取引等その 他の特別な関係:有

+

※ 診療所と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局については、平成30年 4月1日以降に開局した場合のみを対象とするなど、一定の緩和措置あり

処方箋集中率70%超

<u>診療所敷地内の薬局</u> 等※(同一建物内であ る場合を除く)

▶ 特別調剤基本料を算定する保険薬局について、かかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない場合の要件を見直す。

現行

○ かかりつけ機能に係る基本的な業務が年間合計<u>10</u> 回未満の場合に、調剤基本料を50%減



改定後

- かかりつけ機能に係る基本的な業務が年間合計10 回未満の場合に基本料を50%減
- <u>いわゆる同一敷地内薬局</u>については<u>合計100回未</u> 満の場合に、調剤基本料を50%減

<かかりつけ機能に係る基本的な業務> 平成30年度診療報酬改定時

①時間外等加算及び夜間・休日等加算、②麻薬管理指導加算、③重複投薬・相互作用等防止加算、④かかりつけ薬剤師指導料、⑤かかりつけ薬剤師包括管理料、⑥外来服薬支援料、⑦服用薬剤調整支援料、⑧在宅患者訪問薬剤管理指導料、⑨在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、⑩在宅患者緊急時等共同指導料、退院時共同指導料、⑪服薬情報等提供料、⑫在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料、⑬居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費

患者の状態に応じた在宅薬学管理業務の評価

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

緊急時の訪問薬剤管理指導について、医師の求めにより、計画的な訪問薬剤管理指導の対象とはなっていない疾患等に対応するために緊急に患家に訪問し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合について新たな評価を行う。

現行

【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

500点

(新設)

注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保 険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって 通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の 在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、 当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、 緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を 行った場合に、月4回に限り算定する。



見直し後

【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】

1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合

500点

2 1以外の場合 200点

注1 1及び2については、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に、1と2を合わせて月4回に限り算定する。

令和2年度診療報酬改定 II - 10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 - ②

薬局における対人業務の評価の充実 ⑥

経管投薬支援料

▶ 経管投薬が行われている患者が簡易懸濁法※を開始する場合について、医師の求めなどに応じて薬局が必要な支援を行った場合について新たな評価を行う。

(新) 経管投薬支援料

100点(初回のみ)

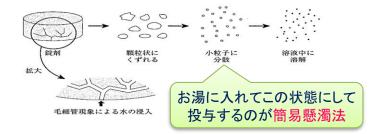
「算定要件]

胃瘻若しくは腸瘻による経管投薬又は経鼻経管投薬を行っている患者に対して、保険医療機関等からの求めに応じて、簡易懸濁法による薬剤の服用に関して必要な支援を行った場合に算定する。

<具体的な支援内容>

- ① 簡易懸濁法に適した薬剤の選択の支援
- ② 患者の家族又は介助者が簡易懸濁法により経管投薬を行うため に必要な指導
- ③ 保険医療機関への患者の服薬状況及び家族等の理解度に係る情報提供(必要に応じて)

※錠剤粉砕・カプセル開封をせずに、投与時にお湯(約55°C)等に入れて崩壊・懸濁を待ち(10分程度)、経管投与する方法





①**薬剤選択の相談・提案**(看護師等に簡易懸濁 法の手技等を説明)
(3患者等の状況の報告





オンライン服薬指導の関連スケジュール

○ 令和元年12月4日に薬機法等の一部を改正する法律が公布され、公布から1年以内にオンライン服薬指導の実施が可能となる。

薬機法関係

診療報酬関係

令和元年

12月4日 薬機法の一部を改正する法律公布

令和2年

オンライン服薬指導に関する 要件や手順等の設定(省令及 び医薬・生活衛生局の通知) 12月 中医協における議論

4月 令和2年度診療報酬改定の施行

公布から1年以内 施行(オンライン服薬指導開始)

薬機法改正により、今後実施可能となるオンライン服薬指導(概要)

○ 薬機法の改正により実施可能となるオンライン服薬指導には、①オンライン診療時の処方箋に基づく服薬指導と、②在宅 訪問診療時の処方箋に基づく服薬指導に分かれる。

外来患者へのオンライン服薬指導

- ① 対面服薬指導を行ったことのある患者
- ② 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤*
- ③ オンライン診療による処方箋に基づき調剤

在宅患者へのオンライン服薬指導

- ① 患家で対面服薬指導を行ったことがある患者
- ② 同左
- ③ **訪問診療による処方箋**に基づき調剤

*後発品への切り替えなど同一内容と見なせる場合を含む

【その他の要件等】

- ④ 原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施すること
- ⑤ 服薬指導計画を策定すること(主な内容は以下のア〜エ)
 - ア 取り扱う薬剤の種類(当該患者に対面で服薬指導したことのある処方箋薬剤又はそれに準じる処方箋薬剤 であること)、授受の方法
 - イ オンラインと対面との組合せ
 - ウ 実施できない場合の規定(実施しないと判断する場合の基準など)
 - エ 緊急時対応方針 (医療機関との連絡、搬送)

情報通信機器を用いた服薬指導の評価(1)

外来患者へのオンライン服薬指導

(新)薬剤服用歴管理指導料 4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 43点 (月1回まで)

「対象患者」

- (1) オンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療により処方箋が交付された患者、かつ、
- (2) 原則3月以内に薬剤服用歴管理指導料「1」又は「2」を算定した患者

[主な算定要件]

- 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- 服薬指導計画を作成し、当該計画に基づき実施すること
- オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること
- 手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること
- ※ このほか薬機法により、当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤について、オンライン診療による処方箋により調剤することなどが 要件として求められる。

[施設基準]

- 医薬品医療機器等法施行規則及び関連通知に沿ってオンライン服薬指導を行う体制を有する保険薬局であること。
- (2) 当該保険薬局において、1月当たりの次の①、②の算定回数の合計に占めるオンライン服薬指導(※)の割合が1割以下であること。
- ① 薬剤服用歴管理指導料
- ② 在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン服薬指導料を含む。)
 - ※薬剤服用歴管理指導料「4」及び「在宅患者オンライン服薬指導料」の合計



情報通信機器を用いた服薬指導の評価 ②

在宅患者へのオンライン服薬指導料

(新) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者オンライン服薬指導料 57点(月1回まで)

[対象患者]

- (1) 在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施により処方箋が交付された患者、かつ、
- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料が月1回算定されている患者

[主な算定要件]

- 保険薬剤師1人につき、在宅患者訪問薬剤管理指導料1から3までと合わせて週40回に限り、週10回を限度として算定できる。
- 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- ・ 服薬指導計画を作成し、当該計画に基づき実施すること
- オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること
- ・訪問診療を行った医師に対して、在宅患者オンライン服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと
 - ※ このほか薬機法により、当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤であることなどが要件として求められる

[施設基準]

(1)薬剤服用歴管理指導料の4に係る届出を行った保険薬局であること

オンライン服薬指導を活用した在宅患者への薬学管理(イメージ)

第1週	第2週	第3週	第4週
訪問		訪問	



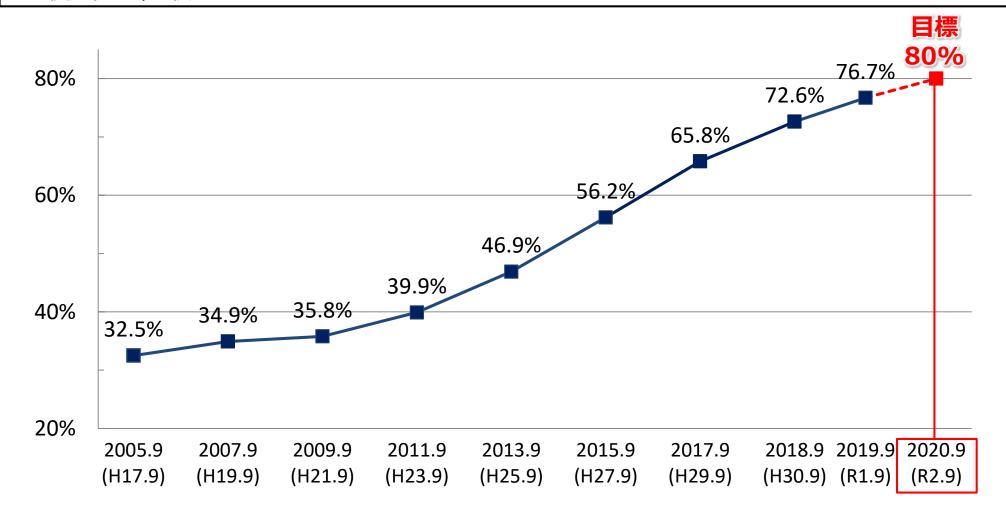
月2回の訪問(※)のうち、1回をオンライン服薬指導で対応した場合は「在宅患者オンライン服薬指導料」の算定が可能 ※在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定

第1週	第2週	第3週	第4週
訪問		オンライン	

後発医薬品の使用割合の推移と目標

「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抄)

⑦薬価制度の抜本改革、患者本位の医薬分業の実現に向けた調剤報酬の見直し、薬剤の適正使用等 <u>2020年(平成32 年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%</u>とし、できる限り早期に達成できるよう、更な る使用促進策を検討する。



薬局における後発医薬品の使用促進

後発医薬品調剤体制加算

▶ 後発医薬品調剤体制加算について、調剤数量割合の高い加算に重点を置いた評価とする。

現行	
後発医薬品調剤体制加算1(75%以上)	18点
後発医薬品調剤体制加算2(80%以上)	22点
後発医薬品調剤体制加算3(85%以上)	26点



改定後	
後発医薬品調剤体制加算1(75%以上)	<u>15点</u>
後発医薬品調剤体制加算2(80%以上)	22点
後発医薬品調剤体制加算3(85%以上)	28点

▶ 後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局(現行基準では後発医薬品の調剤数量割合が20%以下)に対する調剤基本料の減算規定(2点減算)について、当該割合の基準を拡大する。

現行

(1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある 先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数 量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が2 割以下であること。ただし、当該保険薬局における処 方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。



改定後

(1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある 先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数 量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が4 割以下であること。ただし、当該保険薬局における処 方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。

[経過措置]

後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算 規定については、令和2年9月30日までの間は現在の規定を適用する。

医療機関における後発医薬品の使用促進

一般名処方加算

▶ 一般名での処方を推進するために、一般名処方加算の評価を見直す。

現行		
一般名処方加算1	6点	
一般名処方加算2	4点	



改定後	
一般名処方加算1	<u>7点</u>
一般名処方加算2	<u>5点</u>

後発医薬品使用体制加算

▶ 後発医薬品使用体制加算について、加算4を廃止するとともに、使用数量割合の高い医療機関に対する評価を充実させる。

現行	
後発医薬品使用体制加算1(85%以上)	45点
後発医薬品使用体制加算2(80%以上)	40点
後発医薬品使用体制加算3(70%以上)	35点
後発医薬品使用体制加算4(60%以上)	22点



改定後	
後発医薬品使用体制加算1(85%以上)	<u>47点</u>
後発医薬品使用体制加算2(80%以上)	<u>42点</u>
後発医薬品使用体制加算3(70%以上)	<u>37点</u>
(削除)	

令和2年度診療報酬改定 Ⅱ -10 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価 -②

薬局における対人業務の評価の充実⑦

分割調剤時の服薬情報等提供料の取扱い

服薬情報等提供料について、医師の指示による分割調剤を実施する際に処方医に 情報提供を行う場合、分割回数で除した点数ではなく、通常の点数(30点)を算定で きることとする。

【服薬情報等提供料】

[算定要件]

調剤基本料の「注10」に掲げる医師の指示による分割調剤において、2回目以降の調剤時に 患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について確認し、処方医に対して情報提供を 行った場合に算定する。この場合において、次に掲げる事項を含めるものとする。

- <u>・残薬の有無</u>
- 残薬が生じている場合はその量及び理由
- ・副作用の有無
- ・副作用が生じている場合はその原因の可能性がある薬剤の推定

(下線部を要件として追加)

令和2年度調剤報酬改定におけるその他のポイント

1 調剤基本料(処方箋受付回数の考え方)

在宅患者訪問薬剤管理指導料等による処方箋は受付回数に含めないものとしていたが、<u>単一建物診療患者</u> (居住者)が1人の場合の処方箋は受付回数の計算に含めることとする。

2 地域支援体制加算

高齢者への配慮並びに丁寧な服薬指導及び患者の訴えの適切な聞き取りなどの観点から、<u>患者が椅子に座った状態で服薬指導を行うことが可能な体制を有していることが望ましい</u>旨を要件に追加。

3 薬剤服用歴管理指導料(手帳の要件)

日常的に利用する保険薬局の名称等の記載欄があることを要件化 (一方で、初めて記載する保険薬局の名称等の記載は求めない) ※ 記載欄に係る要件については、令和3年3月31日までの間は適用しない。

4 かかりつけ薬剤師指導料(24時間の相談体制)

あらかじめ患者に説明しているのであれば、<u>やむを得ない事由以外でも、当該薬局の別の薬剤師が対応しても</u> 差し支えないこととした。

5 在宅患者訪問薬剤管理指導料(サポート薬局の名称変更)

(旧) サポート薬局 → (新) 在宅協力薬局

6 服薬指導等に用いる資料

- (1) 必要に応じて、<u>医薬品リスク管理計画(RMP:Risk Management Plan)に基づく患者向け資材を</u> 活用することとした。 (薬剤服用歴管理指導料)
- (2) ポリファーマシーの解消等に次のガイドラインを参考とする旨を明記。

「高齢者の医薬品適正使用指針」(厚生労働省)

日本老年医学会の関連ガイドライン(高齢者の安全な薬物療法ガイドライン)

施設基準の届出

以下の項目については、令和2年4月以降に当該点数を算定するために届出が必要

- ▶ 新たに施設基準が創設されたもの
 - 〇 特定薬剤管理指導加算 2
 - 〇 薬剤服用歴管理指導料 4(情報通信機器を用いた服薬指導)
- ▶ 施設基準が改正されたもの
 - 〇 調剤基本料2、3のイ:
 - →区分の変更がない場合は届出不要
 - 〇 地域支援体制加算:
 - →調剤基本料1とそれ以外の区分との間で変更があり(適用される施設基準に変更がある場合)、継続して地域支援体制加算を算定する場合は届出が必要
 - ※調剤基本料1を算定している保険薬局が令和3年4月1日以降も地域支援体制加算を継続して算定する場合は、令和3年3月末日に経過措置期間が終了することから、その時点で別途届出が必要となる予定。

薬局における後発医薬品の使用促進

後発医薬品調剤体制加算

▶ 後発医薬品調剤体制加算について、調剤数量割合の高い加算に重点を置いた評価とする。

現行	
後発医薬品調剤体制加算1(75%以上)	18点
後発医薬品調剤体制加算2(80%以上)	22点
後発医薬品調剤体制加算3(85%以上)	26点



改定後	
後発医薬品調剤体制加算1(75%以上)	<u>15点</u>
後発医薬品調剤体制加算2(80%以上)	22点
後発医薬品調剤体制加算3(85%以上)	28点

▶ 後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局(現行基準では後発医薬品の調剤数量割合が20%以下)に対する調剤基本料の減算規定(2点減算)について、当該割合の基準を拡大する。

現行

(1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある 先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数 量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が2 割以下であること。ただし、当該保険薬局における処 方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。



改定後

(1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある 先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数 量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が4 割以下であること。ただし、当該保険薬局における処 方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く。

[経過措置]

後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定については、 令和2年9月30日までの間は現在の規定を適用する。

医療機関における後発医薬品の使用促進

一般名処方加算

一般名での処方を推進するために、一般名処方加算の評価を見直す。

現行		
一般名処方加算1	6点	
一般名処方加算2	4点	



改定後	
一般名処方加算1	<u>7点</u>
一般名処方加算2	<u>5点</u>

後発医薬品使用体制加算

後発医薬品使用体制加算について、加算4を廃止するとともに、使用数量割合の高い医療機関に対する評価を充実させる。

現行	
後発医薬品使用体制加算1(85%以上)	45点
後発医薬品使用体制加算2(80%以上)	40点
後発医薬品使用体制加算3(70%以上)	35点
後発医薬品使用体制加算4(60%以上)	22点



改定後	
後発医薬品使用体制加算1(85%以上)	<u>47点</u>
後発医薬品使用体制加算2(80%以上)	<u>42点</u>
後発医薬品使用体制加算3(70%以上)	<u>37点</u>
(削除)	

バイオ後続品に係る情報提供の評価

▶ 在宅自己注射指導管理料について、バイオ後続品に関する情報を患者に提供した上で、当該 患者の同意を得て、バイオ後続品を導入した場合の評価を新設する。

在宅自己注射指導管理料

(新) バイオ後続品導入初期加算

150点(月1回)

「算定要件]

バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を処方した場合には、 バイオ後続品導入初期加算として、<u>当該バイオ後続品の初回の処方日</u> の属する月から起算して3月を限度として、150点を所定点数に加算す る。

□[在宅自己注射指導管理料の対象となる注射薬のうち、 □ バイオ後続品が薬価収載されているもの]

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、エタネルセプト製剤、テリパラチド製剤



